

平成25年白浜町議会第4回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成25年12月12日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場  
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成25年12月12日 9時31分

1. 閉 議 平成25年12月12日 15時30分

1. 散 会 平成25年12月12日 15時30分

1. 議員定数 16名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名  
出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高			
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 1名

4番 南 勝 弥

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 林 一 勝 事務局 主 事 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠  
教 育 長 清 原 武 会計管理者 田 井 郁 也

富田事務所長					
兼農林水産課長	鈴木	泰	日置川事務所長	前田	信生
総務課長	大谷	博美	税務課長	高田	義広
民生課長	三栖	健次	生活環境課長	坂本	規生
観光課長	正木	雅就	建設課長	笠中	康弘
上下水道課長	山本	高生	地籍調査課長	堀本	栄一
農林水産課長	鈴木	泰	消防長	大谷	実
教育委員会					
教育次長	青山	茂樹	総務課副課長	泉	芳明

## 1. 議事日程

### 日程第1 一般質問

## 1. 会議に付した事件

### 日程第1

## 1. 会議の経過

### ○副議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成25年第4回定例会3日目を開催します。

日程に入る前に、ご報告申し上げます。

本日、議長が体調不良により欠席となっておりますので、よって私水上が議長を務めさせていただきます。

なお、議事運営上、私の一般質問を取り下げましたので、ご報告申し上げ、ご了承をお願いいたします。

それでは、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

### ○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は13名であります。南議長より欠席の届け出がございます。

本日で一般質問を終結したいと思いますのでよろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

### ○副議長

諸報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

---

## (1) 日程第1 一般質問

## ○副 議 長

日程第1 一般質問を行います。

12番 三倉君の一般質問を許可いたします。

三倉君の質問は一問一答形式です。

まず機構改革についての質問を許可いたします。

12番 三倉君（登壇）

## ○12 番

おはようございます。諸般の事情から、先ほど副議長からお話がありましたように、一般質問2日目、私が一番バッターというところであります。よろしくお願いたします。

その前に、昨日、副町長の突然の訃報に心より哀悼の意を表する次第でございます。きょうの私の質問の中でございますけども、住居表示の件というのがありまして、この件につきまして、平成22年、質問したわけではありますが、時の総務課長、今は亡き小幡副町長から答弁をいただきました。そのときの答弁は私にとりまして余りよい返事ではなかったのですが、そんな中できょうは質問して、副町長から前向きと申しますか、私が思っているようなことと申しますか、そういう返事をいただけたらと思っていたのでありますが、突然の訃報で、議論を闘わずしてというか、そんなことから大変残念な思いであります。そんな中で、今はただ、副町長のご冥福をお祈りするばかりでありまして、質問の内容につきまして、まだ小幡副町長と違った答弁を、また前向きの答弁であったり、いろいろなことがあると思いますが、そのことにも期待して、それを含めて質問したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、質問に入ります。質問の内容につきましては、既に通告しております機構改革について、地籍調査について、保呂清掃センターにかかることについて、それから今申し上げた住居表示についてと、以上4件についてでありますけれども、その中で、副議長すみません。質問の要旨ということで機構改革については2項目ほどあげ、地籍調査についても2項目ほどあげ、それから保呂清掃センターについても2項目あげという形をとっているのですが、それを個々にというんじゃなしに含めた中の質問の内容でさせていただきたいのですが、それで構わないですか。

## ○副 議 長

了解しました。

12番 三倉君（登壇）

## ○12 番

それでは1項目目でございます機構改革について、質問いたします。

井潤町長が誕生してはや1年と7カ月が経過した中で、町長には各方面において大きな期待を抱いているわけではありますが、失礼ながら、今まだその感動、感激に浸るような事案がなかなか出てこないのであります。このことについては少し残念な気がしないでもありません。12月という時期にあつて、来年度、平成26年度の予算の編成に取り組む時期、それぞれの課が抱える諸問題や新規事業に対してどのような考え方、対応を抱いているのかというようなことでもあります。町長の掲げるまちづくりについての考え、計画を具体的に示し、施策についても推し進めていくのではないのでしょうか。

先般の議会冒頭で、所信表明と申しますかその話の中で、3つのテーマである白良浜とそ

の周辺の利活用について、旧空港跡地の利活用、参加体験型観光の推進についてこの3つについての町活性化協議会での答申を中間取りまとめを経て具体的な協議をいただいているというようなことでもありました。また、協議会の答申の枝葉については具体的に協議いただいているということで、先般の同僚議員の質問に対して、正木秀男議員だったですか、答弁の中で前向きに考えていきたいというようなことと、それに組み込んでいくというようなことでありましたが、これらのことを鑑み、機構改革と人事異動についての再編成を26年度当初に提案するものでありますが、どのようなお考えを持っているのかということでもあります。

まず、それからお尋ねしたいと思います。

#### ○副 議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

皆さんおはようございます。ただいま三倉議員から機構改革についてということで、ご質問をいただきました。

まず、ご質問いただきました機構再編についてでございますが、大変厳しい財政状況のもと、限られた職員数でより効率的に行政を進めていくため、現在平成26年度の機構再編に向けた取り組みを進めているところでございます。来年度の当初予算につきましても、今、もうまさにほぼ終了するところでございますけれども、さまざまな課題のある中で、当初予算にできるだけ私の思いといいますか、町としての姿勢といいますか、これを反映させていきたいということで、今、鋭意取り組んでおります。

ただ、職員数が限られていることから、機構再編後の各組織への人員配置も非常に厳しいことが予測されます。しかしながら、職員個々の適正や能力等を見極め、適材適所の配置により、新規事業の推進、また行政課題の解決に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

来年度からは、皆さんご存知のように、国体リハーサル大会、プレ国体がスタートいたします。そしてまた、高速道路が南進化する中で、さまざまなイベント、事業が展開されていくというふうに考えております。やはりそういった中で、町職員をいかに配置するか。これは正職員のみならず、さまざまな角度からこれから限られた時間でありまして、来年度の機構再編、そしてまた人事につきましても、慎重にかつ丁寧に精査をしまして、町政の安定に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○副 議 長

12番 三倉君（登壇）

#### ○12 番

今、町長から慎重に限られた職員数の中で最大に活用でき、活用と云ったらですけど、動いていただけるような、また予算についての思いをいただいたわけでありましてけれども、そんな中で少しふれていました国体です。国体は再来年度になるわけですけども、少しふれていましたプレ国体ですか、それについての対応というんですか、それは今の人員と申しますか、形ではなかなかかなりにくいのではないかなというような危惧するわけでありまして。

それと、いま一つは、民生課の抱える広範囲にわたって、今、三栖課長1人で奮迅されているわけですが、これについて人数というんですか、それから業種からしたら大変厳しいのではないかなというように感じるわけでありまして。仕事の把握に。決して三栖課長が劣っているということではないんです。仕事の範囲なり予算の規模からすれば大変ではないかと。この辺もやはり再編成する必要があるのではないかなというように危惧するわけでありまして。

それからいま一つは、日置川事務所長の権限であります。きのう辻議員も質問を少しされていたわけですが、このことについては、私は日置川事務所長の権限というのはもう何回もこの場を借りて進言しているんですけど、なかなか前向いて進まない中で、予算等についてきのうの辻議員の質問の答弁の中で、来年度から何とかそういうことを考えるというような答弁をいただいたんですけど、そういったことも含めての対応として具体的に機構改革をどうしていくというようなことがあれば、ちょっとお願いしたいと。それとそういうことを含めた中で取り組んでいく必要があるのかという、私の話の中でどうなんだということの答弁も含めてお願いしたいと思っております。

#### ○副 議 長

番外 町長 井潤君

#### ○番 外 (町 長)

まず国体、あるいは民生課、あるいは日置川事務所についての対応と申しますか、今後の私の考え方でありまして、まず紀の国わかやま国体に向けての対応でございますが、現在当町では、総務課に国体推進室を設置し、国民体育大会に関する業務を進めているところでございます。議員ご質問のとおり、来年度から国体のプレ大会などの実施も予定されていることから、さらには国民体育大会推進体制を強化するため、国体推進室から国体推進課への改編に向けた取り組み、並びに適正な人員を含む人員の配置、職員の配置の検討を現在進めているところでございます。課にすることによりまして、国体専任の課長が配属をされます。意思決定をより迅速に行うことができることから、国体の円滑な実施に資するものと考えております。

ただ、国体を成功させるためには、職員以外の多くの町民の皆様のご協力もいただく必要があります。現在も引き続きそういった取り組みを進めております。例えばボランティアの町民の方への募集を始めております。国体の実施に万全を期してまいりたいと考えております。

続きまして、民生課の組織についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、民生課は当町の中でも管轄範囲が大変広い組織の1つでございます。現在、二分化に向けた検討を進めているところでありますが、当該課が管轄する業務は、どれも住民サービスに直結する内容であり、課内の各係の業務がそれぞれに関連し合っていることから、どの部分をどのように割り振るか、慎重に検討を重ねているところでございます。来年度まで残された期間も限られておりますが、民生課の意見、また他課との組織規模なども十分考慮しながら、方向性を定めたいと考えているところでございます。

続きまして、ご質問いただきました日置川事務所長の権限についてでございますが、これまで日置川事務所長の権限につきましては、機構再編の協議の中において、行政運営の効率化を図る観点から、日置川事務所で処理することが適当である行政事務を集約し、当該事務処理のための必要な環境について検討を進めてきたところでございます。昨日もご質問いた

だいたのところもございますけれども、現段階の状況としましては、従来から日置川事務所で対応してきた事務に加え、観光施設、町営住宅、町道及び水産施設などの小規模修繕業務及び管理的業務、並びに日置川地域の観光振興に関する事、商工業の振興に関する事について、地域の実情を一番把握できる部署である日置川事務所において、これらに関連する事務を実施できるよう調整を進めているところでございます。

今後の日置川事務所への事務権限の分掌等につきましては、こうした業務の実施状況等を見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

## ○副 議 長

1 2 番 三倉君（登壇）

### ○1 2 番

きのうの辻議員の質問から重複している中で、やっと少しスムーズに処理していただけるなということを思うわけです。このことにつきましては、合併している田辺についても、やはり旧行政区についてはそういう不満が、龍神なり中辺路なりにやっぱりあったという事実の中でそれを取り組んでいるというようなことも聞いておりますし、やっぱり同じことなんだなど。そんな中で、もう7年近くになりますけども合併して、何とか取り入れていただけたんだなということに感謝する次第でありますけども、そんな話の中で、ちょっと今、町長に答弁をいただいたんですけど、寝らんと考えた文章をちょっと発表したいのでちょっと二番煎じのようですけど。

実態です。今までの日置川事務所長に対する。所長に要望しても、所長が執行できる予算額は全然なかったわけです。そのために、責任だけ負わせて権限が全くないわけです、執行権というような格好のものが。予算を執行する権限というのが全くなかった。したがって住民からの苦情や要望にあっても対応は聞き取りしかないということです。それがきのう辻議員もおっしゃっていたことなんです。そんな話の中で、苦情や要望に対して予算の伴う事案は、担当係に連絡をとって対応するわけですから、日置川事務所長は直属の部下でない係に伺いを立てんならんということです。その伺いを立てんならんということは、町民が陳情した中で全然権限がないものですから、所長としての権限をよう發揮してないと、物すごく、物すごいというか、今まで大変不細工な形を日置川所長は町民の前でさらけ出していたわけです、極端に言うたら。そういうようなことについて、やっぱり日置川の住民としたら、言うていったって一個も何もええことないなというような答えがあったのは、その点に起因することになるのではないかというように思っていたわけです。

そういうことで、やっぱり苦情の話の中で台風後のごみであったり、溝の詰まった話であったり、本当に細かいことですが、そういうことが多々、多いような中でそういうことがきていたということです。そういうことについて、結局したくても仕方なくて予算がないからできなかったということで、だから言っても仕方ないなということから、繰り返しになりますけど、「合併して何もええことない」「小さいことでも何もようしてもらわんで」というような苦情があったと。そういうことについて、やっと光を当ててもらってこれからできていくというようなことになるものですから、私はこの質問の内容の中で予算額が持てるような責任と権限を持たせるべきではないかというように書いていたんですけども、先に町長から答弁をもらったですから、その辺についてよりよい予算枠の中で、それは消化不良を起こすようなことではないと思うんですけども。細かいことでもやっていただけるというよう

な話の中で、大変日置川所長の権限についてはありがたい答弁をいただいたので、これは日置川流域の町民に報告できるというように思うわけであります。

いま一つは、機構改革の中で、前向きにというんですか、民生課については二分化を検討していくというようなことでありましたけども、そんな中で私は通告してないんですけど、きのうの同僚議員の質問の中で、カジノについて勉強会をしたいというような話もございました。それについても、一応はやはり今までにないことですから、それについてはどういう課が担当して今後どんな形で取り組んでいかれると、要は勉強会等について。するとかせんとかは別にして、どのような考え方をお持ちか、よかったらお聞かせいただきたいと思えます。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

昨日の答弁に関しましては、やはりこれから観光活性化、あるいは観光振興をひとつ進めていく中で、カジノというのも1つの選択肢であろうというふうに答弁をいたしまして、そしてまた今後は、やはりどの部署でというのはまだ決めておりませんが、今後町内の方々のそういったいろいろなお考えの方がいらっしゃると思いますので、まだまだ賛否両論のあるテーマでございますので、やはり、例えばコンソーシアムというところで協議していくのか。あるいは活性化協議会が今まだ存続しておりますので、その中でやっていただくのか。課も入るのか。このあたりも未定でございます。しかしながらやはり、私の気持ちといいますか、今後、国の動向といいますか、それを注視しながら勉強会、あるいは少なくとも調査研究は進めていくべきではないかなというふうに考えております。カジノということを、まず前提ではなくて、やはり白浜町としてどういうふうな、これから方向性で観光振興を推進していくのかということで、昨日も申し上げましたけども、目的ではありません。あくまでもこれは、さまざまなお客様を誘致するための、まずはハードじゃなくて、もっと今あるものを利用して、そしてまたそれが発展してさまざまなお客様を呼べるような手段、手だてができるのではないかと。それはいろいろなもてなしといいますかこれにも関連してくるわけでございますけれども、まずやっぱり私は、この町にそういったにぎわいといいますかそういう何か演出が必要ではないかなと。これは今後やはり検討していく大きなテーマの1つだというふうに考えてございます。娯楽もしかり、エンターテインメントもしかりだというふうに考えてございます。

○副 議 長

1 2 番 三倉君 (登壇)

○1 2 番

前向きに取り組んでいただきたいと思えます。それから、いい返事、機構改革していく話の中で、片腕である小幡副町長がお亡くなりになられたことから、大変厳しい中、そういう編成をしなければならないというようには察するわけでありまして、ぜひとも国体の成功を目指すこともあり、また発展のためにそういう格好で取り組んでいただくということをお願いして、この件についての質問を終わります。

○副 議 長

以上で、機構改革についての質問は終わりました。

次に、地籍調査についての質問を許可いたします。

12番 三倉君（登壇）

### ○12 番

この案件につきましては、9月議会、6月議会と同じようなことの質問になるわけであり  
ます。したがって、詳しい内容については、同じことなのでということで係の方には通  
告はしておりますけれども、詳細については申し述べてないわけです。そんな中で質問します。

地籍調査と公共事業についてでありますけれども、公共事業、とりわけ道路の新設、改良、  
改修工事には、必ず用地の購入が絡むものであります。我が町における道路の整備等につい  
ては、国道の線形、県道の拡張と改良、町道の改良と整備等、まだまだ整備と改修の必要と  
する箇所は随所にある状況であります。国道にあつては、志原から市江、椿、富田間の直進  
化を唱えていたところでありましたが、現在、命の道という形で、高速道路の南進化が現実  
化しつつあります。が、部分的には、この道路についても改修が必要な箇所は随所にあるよ  
うに思われます。県道にあつては、県道庄川久木線の改良改修工事、事業です。工事とい  
うよりも事業ですか。それから県道田辺白浜線の改良改修や県道日置川大塔線の改良改修工  
事を筆頭に、改良工事の必要な箇所が随所にあるわけですが、庄川久木線と日置川大塔線の、  
玉伝口から市鹿野集落に結ぶ間の改良改修事業は、平成18年の町村合併の際に、最重要  
課題の1つとして取り上げられ、位置づけられているものであります。また、町道において  
ですけれども、町道は日置地区内において整備と拡張を必要とする路線が何カ所か存在しま  
す。

こういった事業には、必ずと言っていいほど、用地の買収が生じてまいります。道路等の  
公共事業にあつては、用地の問題が解決したら、その事業は7割終えたというような状況  
であるというようなことを、事業担当者はよく口にするものであります。用地の買収で、何に  
時間がかかるの、なぜ時間を要するのかということではありますが、買収に応じていただけ  
るかどうかという問題だけでなく、用地にかかる部分で隣接地との境界において明確でない場  
合に、なかなか境界の問題で進展しないということがあるわけです。その境界が決まっても、  
その書類に実印を押したり、境界が決まったでというようなことの書類になるものだから、  
印鑑証明とかとるような時間に、なかなか時間がなくて手間取ると言われるような状況であ  
るわけです。

このようなことをできるだけスムーズに処理できるようにというような形の中で、国が取  
り組みだしたのが、地籍調査事業でもあります。

公共事業だけでなく、また、さきの3.11東日本大震災以降、災害復旧のためにもまた  
見直されたということでもあります。平地が地震の後の津波によって何もわからなくなった地  
点に、国家の基準点等を使い、今は衛星になるわけではありますが、そういうのを使い、現地  
を位置出しし、道路であった部分とか、それから宅地である部分の境界をはっきりさせるよ  
うな施策の中から進められるということではありますが、そういうところできてない部分が、  
もう3年近くたってきた今でもなかなか進まない状況にあると。だからこういうことが見直  
されて、地籍調査を早急にとということで、海岸線から早急に取り組むようにというようなこ  
とのお達しの中から、和歌山県ではそういうふうに進められているそうでありますけれども、  
それは私が思うのには、平地というんですか、平地の部分が特に重点課題として取り組まな  
ければならない問題でありましようけれども、やっぱり山林等については余り津波の及ぼさ

ない地形については、いま一度考える必要があるのではないかなというようにも思ったりするわけであります。

そんな中で、地籍調査事業にあって、事業の実施区域にあっては、市町村の意向を取り入れていくというようなことをいただいているわけであります。今も申しましたけども、我が白浜町において、地籍調査事業計画にあっては、県の指導に従い、平成24年度以降、平成30年までの事業実施計画は、海岸線の計画を一応していると、計画に入れているというようなことだということでありますが、県の担当課の話からしましたら、今申しましたように、町の実施計画の中で変更するのであれば、その実施計画についての変更はあり得るというようなことを、私も聞き及んでいるわけであります。

そんな中で、くどくどと申すわけでありますけども、県道庄川久木線、日置川大塔線の改良改修工事業は、町村合併における最重要課題でもあります。またこの件に関して、地元地域住民から再三にわたる要望もあり、また地元選出国會議員の先生にも、何度となくお願いしているところでもあります。

平成25年3月の議会でこのことについて質問した際、建設課長が県の振興局の建設部職員と協議したということ、6月の議会で答弁されました。そのときのやり取りの内容は、県としては当該地が地籍調査を完了した地点であるか、地域であるかということが一番の課題であるというような答弁を、建設課長はされました。その協議の内容についてです。理由はなぜなということになれば、事業実施には地籍調査が完了しているか否かということだということで、この事実があるということが、もうわかっていながら、なぜこのことについてそういう重点課題の場所に取り組んでいただけないのかということところが、質問するところでもあります。

前にも申しましたけども、岩崎線の白浜口、白浜駅周辺の線形についても、交通渋滞がずっと起こっているわけです。それについても、結局地籍してないからできんという格好で一蹴されているわけです。だからそういうことからして、やっぱり地籍というのが物すごく置かれているウェイトというのが、公共事業をしていく上、また町の活性化していく上、町の整備していく上で物すごく必要なところでもあるわけです。それを、今のところは海岸線からというのじゃなしに、やはり充実化を図って人をふやして、そっちのほうに取り組んでいくべきではないかなというようなことを、申し上げているわけです。

同じことを丸本議員も、自分がテーマとしている分については何回となく質問されておりますけれども、私もやっぱりこの件についてテーマとして質問する話の中で、町長もきのう申されていましたが、やっぱり道路というのは、整備上というんですか、やはり物事をしていく上で重要なものだというようなことをおっしゃっていました。そのおっしゃっていただいても、結局そのもととなる基礎ができてなかったらできないということを、県のほうからも如実に回答がでていくわけですから、そのことに取り組まなければできないと。同じことに関しての繰り返しになるんですけども、やっぱり国土強靱化にものせていきたい話ですし、だから國會議員の先生にお願いしても、「あんたらそんなに言うたって取り組みができてないじゃないか」と、それと「ほんまにする気があるんか」というようなことを言われるわけです。だからそれからして、私は代弁者となって、やっぱり町民の日置川地域の、それから合併当時のそういうことをずっとお願いしている話の中で、お願いというか要望とかむしろお願いじゃない。やっぱりこういうことの必要性に迫ったことを申し上げてい

る中でなかなか取り組んでいただけないということはどうなのかなと思ったりするわけです。

そんなことについて、ちょっとご答弁を賜りたいと思います。

#### ○副 議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

#### ○番 外 (町 長)

ただいま三倉議員より、地籍調査事業の公共事業とのかかわりと、それから今後の見通しと申しますか一部年次計画を立ててこれから進めていくに当たってのご質問だと思いますけれども、地籍調査の必要性というのは、私自身も十分、効果も必要性も、必要だということ認識をしております。道路の新設、あるいは改良、改修工事、すなわち公共工事を推進していく上で、事業の進捗に大きくかかわってまいります。地籍が完了することで事業実施のたびに測量を繰り返す必要がなくなり、費用と時間が節約できると。また、用地の買収においても、図上で簡単に合理的に売買交渉ができます。その他、地籍調査には多くの利点があることも認識をしております。

これらを踏まえて、当白浜町としましても、高速道路の南進に伴い、白浜地域については平成8年度、日置川地域については平成11年度に地籍事業に着手をしております。現在は、第6次10カ年計画で、近年の地震に伴う津波災害に対応するため、主に海岸部の早期改良を目指した計画で進めております。先ほどご指摘いただきましたように、県の指導に従いまして、平成24年度以降、平成30年度までの事業実施計画では、海岸線の地域を計画区域としておるわけです。しかしながら、町の実施計画の変更は、県のほうの指導ももちろんありますけれども、可能であるということも聞いております。

その中でこういったことを踏まえて、特に今後どういうふうな方向性でどういうふうな計画を立てて、年次計画を立ててこれから進めていくのかということ、非常に大きな町の課題でもありますので、このあたりを、山間地の調査もまだ一部着手しておりますけれども、まだまだ十分とは言えない大きな課題となっております。今後、日置川地域の特に地籍は、100年程度かかるのではないかと申すに予想される中ではありますけれども、合併時の課題である日置川大塔線、これも十分に考慮し、次年度予定の10年計画の見直しには、建設課、あるいは地籍調査課、そして企画、財政、あるいは県とも協議した中で前向きに検討して行いたいと考えております。限られた人員の中ではありますけれども、人員の配置、あるいはどういうふうな形が一番理想なのかということ、今年度の中で検討し、そしてまた来年度の人事にも配置をしていきたいと。

#### ○副 議 長

12番 三倉君（登壇）

#### ○12 番

町長、この課題は私は合併協議会のころから少しかかわっているわけですが、県道久木線について、その後何の動きもなかったわけです。当時の町長、立谷町長に私はこの質問をしたわけです。立谷町長は、合併協議会のときの話の理由も少しわかっています、その中で年次計画は全然、県道庄川久木線は入ってなかったんです。それがそういう質問をして、それをどう考えるんなどというような話の中から、それはやっぱり両町の思いですから。冊子に盛り込まれているということは、合併協議会のときの。だからそういうようなことからと

ということで、だからできるところから行こうということで、庄川のほうには少しまだちょっと問題点もあるからということで日置川のほうからとりあえず取りかかろうというて取りかかったわけです。その結果、現在日置川地域のことについては、県道庄川久木線については、もう地籍は終わっているわけです。ということは、その当時の町長と係でできて、今なんでできないんですか。何で取り組めないのかということなんです。ということ、私は申し上げたいわけです。それで、一遍にするということではないんです。財源については、前々からずっと申し上げているように、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1なんですけど、その4分の1の分について、後日に次年度に結局交付税措置がされて少し戻ってくるというようなことも聞き及んでいるわけです。だから財政的にはそれほど厳しいことではないと思うんです。少し入れたって。1,000万円の事業をしたって250万円しか要らないんです。人員についても、ほとんどが外注です。外注の仕事のある中でどうなんなといったら、外注があるからということで、外注ばかりでならんということやから、要するに職員についての仕事も用意されているような格好で実態は進んでいるわけです。だから部分的に職員だけでこういうことをいきなさいということ。でも測量技術については、ノウハウは少し職員の方もわかっているでしょうけど、測量することについては外注に出すわけです。

そういうことからしたら、職員の数というのを、ある程度補助金申請と中の内容をすれば、それから仕事の内容について、やっぱり暇な時期に来年度のことを考えるような方法のやり繰りをすれば、今の人員で十二分にいけるように私は思うんです。

だからそういう話の中でどれだけ知恵を出すかということで、その仕事が進んでいくんじゃないかと。今町長がおっしゃっていたように100年かかるって、100年かかったらここにいる方は全然みんなないんです。その方が荒れた農地をだれがどうやって境界がわかっていくようになるのかということなんです。放置されているということは管理してないということですから、そのされていないところについてどうやって境界を決めるのかということなんです。

つい先だってもそういうことごとごとがあつたって聞くわけです。だからそんな悠長なことを言われているような場合じゃないわけです。ましてや県道日置川大塔線については、国土強靱化にのらなければならぬ事業でもありますし、それをせんことには、県も結局それに取り組みたくないから先に地籍をせえせえと言っているように思うんです。でも我々住民としてはそれはもう念願なんです。いかがでしょうか。

#### ○副 議 長

番外 町長 井潤君

#### ○番 外 (町 長)

ご指摘のように、合併時の最重点課題でもあります県道白浜久木線、並びに日置川大塔線のこの改良改修工事につきましては、町村合併のときの最重点課題の1つであります。この地元住民からあるいは地域の皆様方の要望もございます。その中でやはり今後は、災害時の対応、あるいは住民の日常生活にも欠かせない路線であるというふうに承知をしておりますので、地籍調査の早期着手に向けて、今後県、そしてまた地域、関係機関と十分協議を進めて、そしてまたそのことについては方向性を早急に検討しまして、来年度の人員配置、そしてまた関係の皆様方のご意見を踏まえながら、職員体制の見直しあるいは人員をどうするかということも含めて、これから検討していきたいというふうに考えております。

○副 議 長

1 2 番 三倉君（登壇）

○1 2 番

くどいようなんですけど、もう1回繰り返します。県道久木庄川線につきまして、結局立谷町長のところにイレギュラーの形の中で実施したということです。それはやっぱり町長の取り組み姿勢と職員の知恵の出し方だと思うんです。それがその当時にできていて、なぜ今回それに手こずるのかといいますか、余り前へ進まないのかということです。それも踏まえた中で、やはり最重点課題でありますから、合併時の。

合併時の重点課題として余談になりますけども、やはり西富田の小学校にしろ、耐震化にしろ着実に事は進んでいるわけです。年次的にやっぱり消化していくというんですか、計画を遂行していくという形であるわけです。だからこの県道久木大塔線、県道庄川久木線、それから日置川大塔線につきまして、進めていく中で、地籍しなければならないということになったら、地籍のその10年計画の中に入っていないということです。だからずっと棚上げのままということです。もう合併して、失礼ながらも来年3月で2回目の選挙があるわけです。8年たっているわけです。そうでしょう。だからその中にずっと手つかずのまま10年の計画には入っていないということです。県としたら地籍をせんことにはそれを進められないということです。その辺も含めた中で、やっぱり取り組んでいただかなければと思うんですけど、もう1回これの答弁をお願いして、この件の質問は終わります。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今おっしゃっていただいたように、私としましてもやはり地籍の重要性はもう十分把握しておりますので、今現在の事業、この現状をもう一度見直しといいますか再度把握をしまして、そしてまた今現在は海岸部のことを中心にやっておりますけれどもそれが山間部にシフトできるのかどうか、あるいはそういう具体的にどういう計画でやはり今後進めていくべきなのかということを、担当課ともあるいは関係の皆さんとも協議をしながら、しっかりと計画を立てていきたいというふうに考えます。

○副 議 長

1 2 番 三倉君（登壇）

○1 2 番

早急にこのことについては取り組んでいただきたいと思います。

それでは、この件についての質問は、これで終わります。

○副 議 長

以上で、地籍調査についての質問は終わりました。

次に保呂清掃センターに係ることについての質問を許可いたします。

1 2 番 三倉君（登壇）

○1 2 番

この質問につきまして、9月議会で質問しました。9月議会では平行線であった、当局との答弁の中で平行線であったものですから、申し合わせのような形で3回ほどそういう質問をした中で、ということで私のほうが引き下がると言うたらおおげさですけども、取りや

めさせていただきます、次回にということで申しあげていたものですから、いま一度質問いたします。

前段はもう省略します。現在保呂清掃センターの敷地地番は、白浜町保呂749番地と749番地13、693番地4、677番地3、689番地9の地番に所在し、685番地9、宅地3、026.45平米の土地は、保呂区から借地として利用させていただいておるといふところでもあります。

議長すみません、ちょっと資料を読んでいてわからんものですから、ちょっと配付したいんですけども、町長に。

○副 議 長

わかりました。

(資料配付)

○副 議 長

12番 三倉君(登壇)

○12番

すみません。今配付させていただいたのが、大体大まかな敷地地番を記載させてもらったものです。現在の敷地と申し上げたのは、当地区、地域においては、平成18年に地籍調査が行われていて、同センターの建設時とは地番において少し異なる部分が生じてあるということから、現在の地番と申し上げさせていただきました。そういうことで間違いないと思うんですけども、いかがですか。

○副 議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外(生活環境課長)

議員の今言われるとおりでございます。

○副 議 長

12番 三倉君(登壇)

○12番

今借地している地番と少し申し上げたわけですが、現在借地している土地の地番にあつては、地籍前の地番は685番1、それから693番3の土地の一部で、その土地から9,133.49平米を保呂から借地してあつて、それで年間350万円という地代でもって平成5年4月から18年間支払うということで、平成5年7月30日に契約していたと、日付でもって契約していたといふところなんです。それで間違いないですね。

○副 議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外(生活環境課長)

そのとおりです。

○副 議 長

12番 三倉君(登壇)

○12番

その18年の期間が来て、延長が必要ということから、賃貸借の契約変更を、平成22年9月30日に済ませたことになるわけでもありますけども、変更内容については、期間の延長

のみの変更であって、契約期間中に変わった事項については何らふれることなく済ませてあるわけですね。先に申しましたように地籍調査をしたということで、所在地というかその場所は同じであっても、表示されるといいますか、表記される地番が変わってきているというのに、変わってきているということと、それから同じ衛生施設敷地内であっても利用される分が利用される用途といえますか、現在利用される用途が少し異なってきているということです。というのは、9, 133.49平米借りていたのが、工事をしたことによって、先ほど申しました宅地の部分であったり、道路の部分であったり、緑地帯の分であるということで変わってきているわけです。土地の一部を借地してある685番1と693番3の土地は、調査によって次のように変わっているということです。それが、693の3は、685番に合筆されていて、その後に685番1は5筆に分筆されているという形になっているわけです。その分筆された後の形状が、今先ほど見ていただいている地図の形になるわけがあります。

そこで、5筆に分筆されている中で、685番10というのは公衆用道路で1, 733平米ありまして、それは全体に敷地の中にあるということではありますが、685番11の公衆用道路の1, 010平米にあつては、一部が借地部分であつて、一部は借地部分でないというような形に変わってきているわけです。また、685番8の山林2万6, 879平米とあるんですけども、それも一部が借地の部分であつて、一部が借地でない部分であるわけです。その今申し上げた685の8というのは、緑地帯部分のような格好だと思えますけども、森林法による、緑地を残せと、林地開発による緑地を残せということからそういう形になっているのでありましようが、そういう形ということです。

そこでお尋ねします。前回と同様の質問になりますが、685番10は公衆用道路です。また、685番11も公衆用道路です。685番11の土地にあつては全てではありませんが、全てとはいうことは全筆ではないということではありますが、一部が当初借地している部分が含まれてあるわけです。685番10の土地の用途は衛生施設敷地内で現況道路で、町道認定されている土地であります。その土地に対して使用料を支払いしているということでもあります。685番11の土地の一部にあつては、衛生施設敷地内ということから、開発当初の敷地内の土地ということであることで使用料を支払っているわけではありますが、この両地番ともに公衆用道路ということでもあります。

ご承知と思いますけども、公衆用道路というのは税制上非課税の土地ということであると認識しているわけでもあります。元はどのような形であれ、現在は非課税の土地を借地した形で使用料を保呂区に支払っている形となるわけですが、どうお考えなのかという矛盾を感じるわけでもあります。

前回と同じ例えになりますけども、私の実家の前には、町道日の出9号線が走っています。もとは里道が存在してあつて、それが拡張され2メートルほどの道になっているわけでもありますけども、その拡張、拡張されたときに用地買収などは行っていませんので、私の土地は町道日の出9号線の中に含まれていることになるわけです。また隣の方も同じようにそういう形となっています。このような箇所というのは、町内の至るところに存在するわけです。そういった中で、私たちはもちろんこのような方々も使用料はいただいていないと思います。このことは、町民に対して平等さを欠いていることではありませんか。

それから、公衆用道路という地番であるにかかわらず、しているということの前に、非課

税であるということもお含みおきいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、ご答弁を賜りたいと思います。

○副 議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

清掃センターの用地の地元区との賃貸借契約のことでご質問をいただきましたけれども、第3回定例会の一般質問の際にも答弁させていただきましたが、当初から衛生施設の移転用地として衛生施設の移転に伴う施設の用地、それからまた道路用地、また残地森林等として9,133.49平米を賃借しております。もともとは2筆の土地でございましたけれども、平成18年の地籍調査により、現況に沿ったような形に分筆されて、一部地目変更がなされたものでございます。

議員が言われるように、町道拡幅用地として寄附等をいただく場合もございますけれども、公共事業用地として必要な土地につきましては、本当は本来であれば用地買収が基本であると考えます。当該地区の区有地につきましては、買収ではなく賃借、賃貸借ということで、当時から協議、交渉の結果そういうふうになったものでございます。町道認定されている道路の一部も賃貸借の面積に含まれているということでございますけれども、町道認定は、道路の維持管理上のことを考慮いたしまして認定しているものであり、あくまでも町の都合と申しますかそういう形で維持管理するために認定しているということでございます。あくまで施設内の道路であり、施設のための道路であります。また、685番11の区有地の公衆用道路につきましては、清掃センターへ給水する水道管も敷設されている現状もございます。

繰り返しになりますけれども、地籍調査により現況にあった分筆がなされただけのものでありまして、当初の衛生施設移転用地という利用目的から何ら変更なく、賃貸借面積に変更はございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副 議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

町道については用地買収が基本だということの認識があるわけです。それと、開発当時については、それは道路になるということも、やっぱり協議の中で保呂区の皆さんもわかっているわけです。だから、それが道路になるということであつたら、やっぱりそういう問題が生じるということの中で、それは後日に起こったことであるでしょうけれども、なるという認識ははっきりわかるわけです。わかっているわけです。だからそういうことからしたら、やっぱり平等さを欠いているわけですから、今の状況からしたら、町民に対して。

それと、町道認定しているということは、やっぱり交付税の対象にもなっているわけです。そのためにしているということであるのだつたら、それはそれの中でやっぱりそれなりの対処をしていかなければならない。私が申し上げているのは、非課税の土地を支払しているというところの矛盾です。そういったことからして、やはり私が思うには、道路部分のみ、賃貸借期間において、期間が終われば返還、戻しても、その期間だけでも譲っていただいて町道名義にしておいて、期間が済んだら元へ戻して払下げするとか、もしくは理解いただいて、結局賃借料をなしという形にするか、やっぱりそういう方法をとるべきではないのかということをおもうわけです。そういう話をやっぱりしていただかないと。

それはあなたがそういうことをしたわけではないんですけど、建設当時にそういうことをしているわけですから、だれが聞いたって「それはおかしいで」と言います。私はこのことをほかの人に聞きました。10人聞いたら10人とも「それはおかしいわ」とやっぱり言います。内容はともあれ。内容というよりも、最初の起こりはともあれ、現状を知ったらやっぱりそれを言います。「なんで保呂はそんなので金をもらいやんな」と言います。それだったら、その期間だけでも、払い下げというよりも要するに譲渡いただいて、期間が済んだら戻すというような方法をとるのも1つの方法じゃないんですか。それはお金は要りますけど。そういうご理解を求めべきものじゃないかなと思うんです。いかがですか。

○副 議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

地元区との賃貸借契約につきましては、当初からそういった道路になる部分、それから施設用地になる部分、そういったことでももちろんそういうことを説明させていただいて契約しているものでございます。それから議員がご提言いただいたような内容の変更は今のところ考えておりません。それにつきましては、当然相手方のある話でもありますし、相手方からすれば、単に地籍調査で分筆されて、それから一部地目変更したということだけでありまして、契約当初の利用目的が何ら変わっていないわけでございます。だからそういったこともありまして、今のところ内容の変更については考えてございません。

○副 議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

その考えてないという考え方がおかしいのであって。やっぱり何というか、それでは解決にならないと私は思うんです。相手のあることですけどやっぱり話をしてみないことにはわかりませんし、わからん人でもないでしょうし。最初と違うなと言われて、それはそれに対する小言は聞くでしょう。聞くんですけど、今の状況からしたら、町民サイドに立ったら全然平等ではないということを申し上げたいし、またそのとおりのことを皆が申しますから。そういうことで平等であるような方法をやっぱり考えるのが、当局の務めではないのかと。そうする義務があるのではないかということなんです。

それと、今の課長の答弁からしたら何回言ったって同じ話になるものですから、3回言ったって4回言ったって一緒でしょうから、これで答弁は、この質問については終わりますけども、考えんならんテーマであるという中で、やはり協議せんらんテーマであるということで、それは課長の一存ではいかんでしょうけど、やっぱり全体的行政の中でそういうことがあるわけですから、それはそれとして、地主さんに理解を求めてどういう方法をとるかということを考える必要があるというように申し上げて、この質問は一応終わります。

そのかわりすみません、あともう1つこの件については、平成22年6月13日付の保呂区からの町長あての文書についてということがあるので、それは今の質問でふれてないものですから、その件について少し続けてさせていただきたいんですけど。

平成25年7月16日の全員協議会の後議員懇談会が開催され、その席で配付された資料から、いま一度お伺いしたいと思います。

配付された資料については懇談会后、回収されましたが、その中での内容からお尋ねした

いと思います。

配付された資料は、平成25年6月13日付で保呂区長から町長あてに提出されたものでした。白浜町清掃センターにかかわる保呂区の名誉回復についてということで、町長に対して解決されていない主な事項ということで4件指摘され、当選後の町長の保呂区に対する対応から、保呂区は平成25年5月26日、定時区民総会において町に対して、区民の名誉回復を図る、町長は議会に事実を報告し一体となって取り組むことを強く求めることとなりましたと記されてあったわけでありましたが、そのことは私のほうは質問の内容とは別にして、その後、改行して3行ほど黒く塗りつぶされていたわけです、資料が。その黒く塗りつぶした部分の文言、文章があるわけでしょうから、その下に、保呂区は検討委員会を再度設立したということになったということを感じるわけでありまして、その文言から。今申し上げた、保呂区検討委員会を設立したということは、配付された資料にあったわけです。

それと、なんで検討したのかなということは、保呂区のことであって、こちらの当局としたらわかりにくいことであるわけですが、やっぱり黒い消したところがあるからそういうことがあったととれるわけです。その消した部分の内容について私どもは憶測するところしかないのですが、こういったことからわかる範囲でいいんですけど、なぜ保呂区が検討委員会を再度設立したように受け取れるのかということ、わかる範囲で結構ですがお答えいただけたらと思います。

○副 議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

地元が再度検討委員会を設置することになったのはどうしてかということでございますけれども、この6月13日付の文書の表題にもありますように、地元区の名誉回復が十分に図られていないというお考えのもとで、検討委員会を再度立ち上げたということに至ったということであると思います。

○副 議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

今はそういう名誉回復からということで、また私は、この3行の長い間にそれだけじゃなしに、そのことは、何と申しますか前のほうの文章の中で記載があることから、黒消しの部分についてはまた別の要因のことからこういったことの検討をしたんじゃないかなというようにとれるわけでありまして、この黒消しのことのために、我々の感覚としましては、藪の中にあるような形になるものですから、今、課長の答弁が、本当かどうかということ、また機会があったら私どもも調査して、またそういうことについてちょっとお尋ねしたいなと思うわけでありまして、その黒消しの下に「保呂区民としては、広域圏組合の平成32年度目標の中間処理施設計画の早期取り組みを強く要望します」と結んであるわけです。

この保呂区の区民の方の強い希望というんですか、取り組みを強く希望しますと結んであるものですから、このことについて町長は今後どのように対応されていくのかと。まだ日にちとしたら7年、日にちというか歳月とすれば7カ年ほどあるんですけど、7カ年というのが短いか長いかは別にして、こういうことについては済んでしまったらあつというような形になりますから、その辺の対応についてはどのように今思案されているのかということにつ

いてお尋ねしたいと思います。

○副 議 長

番外 町長 井澗君

○番 外 (町 長)

今後のごみ処理行政に関する考え方についてだと思いますが、議員ご承知のとおり田辺周辺広域市町村圏組合5市町では、平成21年に、平成32年度を目途に、焼却施設を広域化、施設を一本化するという方針を立てています。しかしながら平成22年度には、既存の施設を有効利用した延命化と地球温暖化防止を推進するため、国の交付金制度も変更されています。現在、白浜町清掃センターもこの交付金制度を活用し、主要機器等の更新とあわせて地球温暖化対策として、省エネや二酸化炭素削減を目的に、基幹的設備改良事業に取り組んでいるところであります。町として、現有施設の改良工事を着実に実施するとともに、予防保全方式による管理運営に努め、万全の体制で地元の皆様の信頼を得られる、安全で安心な施設稼働に引き続き取り組んでまいります。

平成32年度の施設一本化という方針の実現につきましては、現実的に非常に困難であると考えています。しかしながら将来的には一本化していくという方針には変わりはありません。将来的なごみ処理行政は、各市町単独の課題というのではなく、新たな広域最終処分場建設の課題と同様に、広域での課題として押さえ、今後でも取り組んでいくべき課題であると認識しています。

これまでの取り組みを踏まえ、今後も広域圏の一員として、今後のごみ処理行政、ごみ焼却施設のあり方、また各市町の協力体制、役割分担についての協議に参画し、白浜町としての役割を果たしていきたいと考えております。

一方、町と地元区との信頼関係が十分とは言えない現状でございますので、まずは信頼関係の再構築に努めていきたいというふうに考えています。

○副 議 長

12番 三倉君 (登壇)

○12 番

それは今突然に、私が申し上げたので、町長はそういった答弁にしかないのでしょうか。でも、こういった問題で、前のときも契約更新に当たってもそういうようなことからこの問題、保呂との問題が出てきているわけです。広域圏だけにやっぱり余り責任の所在を持ってないような集まりのようにも私はとれるんです。そんな中で、やはりこういう問題がずっとあるものですから、この問題については広域圏の中で、保呂区もやっぱりこういう7年後に対する懸念を申されているわけですから、もうちょっと、町長が就任されているのやさかいに、広域の中でこの問題の一本化、もしくは二本に行くのかですけども、やはり保呂に迷惑のかからんように取り組むのに、今の答弁だけでは、そういうだけの答弁しかいただけないと思うんですけど、そうじゃなしに具体的にこのことについて、やはりそのことについて保呂の区は心配されているわけですから。その中で今申しましたように、結局この強い希望が7年ほどの猶予はあるんですけど、その7年を短いとるか長いとるかですけど、7年なんてすぐです。

繰り返しになりますけど、広域では自分ら余り関係ないからということと、そういうような形でスタンドプレーもする、皆首長さんは偉いですから、なる話の中で、やっぱりそうい

う決めている話の中ですから、それに我々が振り回されることのないような取り組みをやっ  
ぱり今後考えていただきたいし、広域圏に対して強くそれを要望していただきたいとい  
うように思って、私はこの件に関する質問は終わります。

○副 議 長

三倉議員の保呂清掃センターに係ることについての質問は終わりました。

次に、住居表示についての質問を許可いたします。

12番 三倉君（登壇）

○12 番

この質問につきましては、平成22年9月の定例会で質問したのであります。当時の水本  
町長には余りよい返事を、答弁を得られなかったわけであります。先ほど小幡副町長が総務  
課長当時のことでもありますけども。

そういったことから質問の内容が以前と、先ほどからの質問のようにまた重複することが  
あります。いま1つは、私の後に正木司良議員も同じような質問を通告していらっしゃる  
です。当該質問について、正木議員ととらえる角度、方向は異なるかもしれませんが、住居表  
示についての必要性への考え方は変わらないと、このように感じるところであります。少し  
でも前向きな答弁を期待して質問したいと思えます。

最初に町長にお伺いしたいのは、町長、住所が白浜町190番地とある表示を見て、どの  
ように感じとれますかという、簡単なことなんです。ということです。それだけです、とり  
あえず。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

住所表示、190番地、白浜町190番地と聞いて、特定といいますかそれをどこだとい  
うことはなかなか難しい、わかりにくいというのはもう、これはもう町民の皆さんは恐らく  
感じているのではないかと思います。

○副 議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

ただ今、そう聞いたのは、私は知人に聞いたわけですが。知人の話では、それだけで場所の  
検討はつくのかと、今町長がおっしゃったように、そういう答弁が返ってきたんです。ある  
人は、「田舎とちゃうやろね」というて言うわけですが。「白浜は」と言うんです。それはいろ  
いろでしょうけど、この「田舎とちゃうよね」と言うた人はやっぱり県外の人なんです。郡  
内の方では「地番だけで場所をわかってあるのけ」と。「け」というのは日置の言葉でそうじ  
ゃないんですけど、「わかってあるの」というような話の答えが返ってくるわけです。それで  
町民が困ってないのかなというような形です。

そんな話の中で今町長に、190番地というのはどこなとお聞きしたわけですが、1  
90番地は町長なら少しはわかるだろうかなと思うことで申し上げたんですけど、やっぱり  
ある程度見当がつかないということです。これは、白浜の第一小学校の地番だそうです。だ  
から所在というか、場所そのものも全然、白浜は阪田から始まって瀬戸へ行って湯崎へ行っ  
てそれから立ヶ谷のほうまであるわけです、ずっと。だからその中でわからんというのは当

然言うたら失礼なんですけど、よっぽど詳しい人じゃなかったらわからないと思うんです。そういうことを申し上げているわけですけども。

その190番が白浜第一小学校であって、またお伺いしますけど、3544番地というたらどこなつてまたいうことです。何で申しますかといったら、この3544番地というのは、この白浜第一小学校の隣に位置するところが3544らしいんです。ミナミアパートさんの所在らしいです。

そういったことを前置きして、白浜町はだれもが認めた観光立町だと思います。その観光の中心地がこのような形で住所を表示しているわけです。お越しいただく方、観光に来ていただく方々に対するイメージや所在のわかりにくさ、改善する余地はないのかということをもっとお伺いしたいわけです。

その改善というのは、別に住居表示じゃなくても、何かわかるような手だてはないのかということをもっと思うわけですが、いかがでしょうか。

### ○副 議 長

番外 総務課長 大谷君

### ○番 外（総務課長）

住居表示につきましては、議員から平成22年第3回定例会においても同様のご質問をいただいたところでございます。少し重複するところもあろうかと存じますが、ご了承のほどよろしく願いいたします。

現状につきましてはですけども、白浜地区を住所表示対象地域といたしますと、面積で8.26平方キロメートル、戸数で約3,000戸であります。白浜地域につきましては、地番に大字名がないため、生活上、または行政の仕事を進めていく上においても不便であるというふうに考えているところでございます。

### ○副 議 長

12番 三倉君（登壇）

### ○12 番

今面積をいただいたんですけども、それは小幡副町長が総務課長の当時そういうことをいただいているわけです。その話の中で、多大の費用を要するというようなことでもあったんですけど、費用は余りかかる話じゃなしに、知恵を要するような話になるので、だからできるんじゃないかな。それとそれを一遍にすることじゃないものですから、やはり年次計画を立てて取り組むべきではないのかということでもあります。

同じような格好の質問になるんですけども、状況についてですけども、旧白浜町における瀬戸鉛山であった地域は、現在1番地に始まり3791番地まで存在するということだそうです。元地番というんですか、1番という、2番というその数字、それについては3,791筆になりますが、元地番に分筆というんですけども、やっぱり分けていきたいという所有者の中で分筆という作業がありまして、その地番が生じて枝番という形で表示されているわけでありまして。その枝番というのは、土地造成などによるものであったり、戦後の農地解放による枝地番であったりして生じているわけでありまして。その中で、枝地番にあっては、枝地番のないただ1番地のみという地番もあるんです。例えば100番なら100のみというのものもあるんですけども、分筆したり、造成なり農地解放によって枝地番が1000番を越す地番が、かなり白浜の場合にあるわけです。その枝地番というのもの、今度は1番から順

番に整然と並んでいるのではなしに、例えば1番地の1がここにあったら、1番地の1000というのがこの辺にあたりとか、この辺にひっついてあたりというような格好で、やっぱり乱雑な形に表示されているわけです。だからそういったことからしても、白浜はそれで山地番を造成してそういう格好になっているものですから、だからそういうことに対する乱雑なのを防ぐために、それから地番としたら、先に宅地地番で、平地地番です。平地の地番で1番から何番まできて、残り山地番は別にきているというような形だからということで、歓喜神社あたりについては、1番地であって終わりの三千七百何番地というような大きな地番がきているという形になるわけです。それで同じ近くで在所であってもそういうのが出ているというのが、繰り返しになりますけども、大変煩雑にしているというようなことからやっぱりそういうことを、していくべきではないのかということなんです。

いま1つは、建て込んだところの地番が、隣と全然地番が違ったりするものですから、何番地のだれだと言ってもわからないと。それが商売されている方だったらわかるんですけども、何々アパートというような小さいアパートでもなかなかわかりにくいところがあると思うんです。住民に聞いたって、私の地番は何番地やけど隣とは違っていたらまるつきし見当はつきませんし。だからそういうのが、今後の防災の面からも、やっぱり何丁目何番地何号というような形でとったら、そのあたりについて一帯的に把握できるのではないかと。防災からも、今後。

それといま1つは、何番地、今申しましたように、ミナミアパートさんの3544番地の謄本をとったら、すぐその謄本で何平米あってどんだけというのがわかるんです。だからそれは、知る権利というのものもあるでしょうけども、それはだれでもお金を出せば法務局で見られるんです。だからそういうことについて、結局今度住居表示したら、地番で表示されるものですから、それをだれのものというのがなかなかわかりにくいというようなことも出てくるんです。そういう今の時勢からしたら、やっぱりそういったことから、今の防災面からも、それから今申し上げた社会通念上の、個人情報厳守するというんですか、守秘義務というんですか、そういうような話の中からも、やっぱり取り組んでいく要素としたらあるのではないかと。

ましてや白浜の場合のイメージとしたら、白浜町何番地という余りいいイメージもないもんですし。やっぱりよそさんからおいでいただく方がいっぱい多い中でそういう問題がありますし、ということです。

私はその例についてまだ今細かく何番地がどこで何番地がどこだったらそれがわかるかというようなことを書いているんですけども、そういうことよりも、今申し上げたようなことを話させてもらたほうがわかるんじゃないかなと思うので、質問をさせていただきましたけど、いかがでしょうか。

#### ○副 議 長

番外 総務課長 大谷君

#### ○番 外（総務課長）

議員ご指摘のことにつきましては、ごもつともだというふうに考えているところでございます。住民サービスの向上、それから観光地として白浜町に訪れていただく方にも、やはりわかりやすくお示しをさせていただくということが必要だろうかというふうに認識をしているところでございます。

しかしながら、実施するとなりますと、住所、本籍、不動産の表示によってあらわし方が異なり複雑になる面もあると考えております。行政といたしましては、地番図の修正、それから地籍調査等が必要となり、また、住民の方々には土地の登記、自動車等の運転免許証、住民登録、戸籍簿、年金等々の住所変更の手続きが必要となりますので、町民の方々のご理解が必須であろうというふうに考えております。

ただ、住居表示につきましては、長期総合計画にも掲載をされているところでございますので、前向きに取り組んでいく必要があるかというふうに考えてございます。そういったところでご理解いただけたらありがたいです。

○副 議 長

12番 三倉君（登壇）

○12 番

私の持ち時間もあと五、六分しかないようです。

長々とする話の中で、これも大変労力の要る話です。お金の要る話ではないんです。

それと、いま1つは、やっぱり近代化されているところでは全て実施しているわけです。それが、広範囲にわたってするのは無理なので年度を決めて何年度、何年度はどこと、その最たるものが田辺市であります。田辺市が住居表示の中で、東陽というような地番をつけたり、高雄という地番をつけて、それで中学校のあるあたりだからわかりやすいような地番の中でいっているわけです。そのわかりやすい地番ですけど、実施するに当たっての話になるんですけど、その辺の話の中で結局古いまち並みの名前が消えるというようなことが、多々新聞沙汰になっていることであるわけです。

だから私は重ねて申し上げますが、このことをすることによって、地籍をしなければならぬとかそういうものではありません。しているほうが後々スムーズにいく話ですから。その地籍についても、後々100年かかるというようなことですから、先ほどの答弁からしたら、だからそういうことを待っておられるかというようなことです。やっぱり取り組まなければならないことは取り組んでいかなければというように思います。知恵を出していただかなければと思いますし、こういうことも課題の中へ入れて、早急にできることから、白浜全域じゃなしに私が申し上げているのは旧白浜の旧白浜なんです。

だからその辺を考える中で、ある程度総務課長からは、もっともな話で実施に向けて取り組まなければならないという、少し日の見える答弁をいただきましたけども、それはもう少し大きな形で進んでいただくことを望んで、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副 議 長

これで住居表示についての質問を終わり、これをもって三倉君の一般質問は終わりました。暫時休憩いたします。

（休憩 10 時 57 分 再開 11 時 04 分）

○副 議 長

再開いたします。

それでは、2番 楠本君の一般質問を許可いたします。

楠本君の質問は、総括形式です。

2番 楠本君（登壇）

## ○2 番

先に昨日の同僚議員から、小幡副町長の訃報に関して哀悼の言葉を述べられましたけれども、私も道半ばにして亡くなられた小幡副町長に対して哀悼の誠をささげたいと存じます。行政課題が多難な折、3月に勇退される幹部職員もおられると聞きます。職員一丸となって課題解決に取り組まれることを切に望むところであります。

それでは、本題に入らせていただきます。

昨日も丸本議員から、交通アクセスの関係についてご質問がございました。私も若干その部分については重複するところがあると思います。町長の答弁の中でも、白浜町交通ネットワーク計画、これは議員の皆さんも皆が持っていると思っています。そうした中で、私は和歌山大学も含めたアンケート調査もした中において、近々の課題であるというふうに思っていますから、バス会社との関係についても、私は面談をした中で窮状を訴えられておりますので、その点も踏まえて早急な取り組みが必要であるという前置きをしておいて、本題に入りたいと思います。

平成24年3月に白浜町生活交通ネットワーク計画が示されまして、この部分では、第1章は計画の目的と位置づけ、第2章は白浜町の生活交通の現状、第3章では白浜町の生活交通に対するニーズと課題、第4章では生活交通維持・確保に向けて基本的な取り組みとして、まとめられています。中でも、基本理念の「あがらの交通機関はあがらで支える、維持可能な交通システムの構築」とうたわれております。この中には、そうそうたるメンバーで委員長が木下さん、副委員長が辻本さん、以下ネット計画案を示された時点で、この委員会は終了しているというふうに聞いているんですけども、現実、こういう近々の課題に対して、やっぱり危機感を持ったスピーディーな対応が必要ではないだろうかとは思うわけです。この策定委員会が一定の意見を報告しておりますけれども、まず1つは、これを継続維持していく、いつているのか。その答申というか具体案をどのように今まで答申後されているのか。この点について、まず1点お聞きしたいと思います。

交通弱者に対する取り組み、これは私もこの在宅ケア協会に加入して、今もしているんですけども、私はここでも住みなれた家で最期を遂げることができる、そのための交通アクセス権という部分で、この会で発表させていただきました。こういういわゆる生活の足と言われているんですけども、言葉の表現がいいのか悪いのか知りませんが、やはり交通アクセス権について、交通弱者に対してどのように取り組んでいくのかと。

まず1つは、病気や障害による制限緩和のためにある。2つ目はひとり暮らしや高齢者及び世帯の社会参加のために町民個人としての尊重された生活のために、私は交通アクセス権があると、こういうように思っています。今の段階で、生活交通の確保は、現実としてできていますか。改めて当局の見解を求めたいと思います。

続いて、バス会社の路線変更を伴う廃止について、この件について、町はバス会社の方々と面談されていると思いますけれども、私も会社の方々と面談する機会がありまして、会社の方針としては、不採算部門を整理して、ローカル路線を来年4月に運輸省に認可して、秋には整理していきたいとのことでありまして、近隣市町村にも理解を求めているとのことでもあります。昨日の答弁でも、総務課長から、白浜町だけやなしに近隣市町村という話がありました。しかしながら、当町においても、やっぱり2,000万円近く補助金というんですか、詳しくは1千七、八百万円だろうと思いますけれども、生活交通路線維持補助金という

名目で出していると思うんです。会社の話では、それだけもらっても、言葉は悪いですけども、空気運びやるといふそういう表現もされておりますけれども、焼け石に水で大赤字になっております。認可がおりれば、路線の変更もして、6往復は残すけれども、樺温泉線の5往復は廃止したいと、こういうお話を聞き、私はがく然としたところであります。

近々の課題として白ナンバーが可能になりましたけれども、白浜町のみの問題ではございません。会社のお話を聞きますと、すさみ、上富田、田辺市も奥方面の部分については廃止をしていきたいと、こういう話であります。先ほど三倉議員の話もございましたけれども、合併をしてから余計過疎が進んだと、住民の方々もおられます。私は全てではないと思います。しかしながら、住民の皆さんの切実な叫びは痛いほどわかります。何らかの対処をとるべきことだと思いますし、県会議員にも、これは県下的な問題やでと、県会でも取り上げてくださいよと、提言したところでございます。

早急な対策を打つべきと思いますけれども、こういう立派なものをまとめていただいたけれども、絵に描いた餅では、何ら打つ手がないということでは困ります。当局の見解を求めたいと思います。

さらには、この中でも、和歌山大学のアンケート調査が時間をかけてお金もかけてやられております。このアンケートの総括でも、不満を感じている項目として、「病院など医療関係施設」「買い物の利便さ」「公的な手続きの便利さ」「道路や交通機関などの使いやすさ」の割合になっているんです。第4章での、今後の取り組みが一番大事だと私は思っております。重要課題で地域交通公共会議の創設では、行政と交通事業者、地域住民、利用者、関係者の議論が近々の課題であると、こうまとめられております。当局の取り組む姿勢について、お伺いをいたしたいと思います。

そういう意味においては、関係者の皆さんも会社の方々とも面談をされて、方針というのをお聞きしたと思います。私も社長にお会いいたしまして、お話を聞いた中で、白浜町の態度といいますか対応は、ちょっと鈍いんと違うかのと、こういう話であります。なぜか。これはもう近隣の上富田はデマンドバスを走らせておりますし、いろいろな方策がいち早くやられているというふう思うんです。そういう意味においては、二次質問でも言いますけれども、やっぱり生活の足、交通弱者に対する取り組みというのは、きちっとやってもらわないと。買い物難民と言われております。そういうのも含めて、行政はいち早い対応をしてもらいたいと思うところであります。

次に、行政課題のほうに入ります。行政改革の中で、和歌山放送の難視聴対策についてなんですけれども、地上デジタル放送に加入していない町民の方々が、和歌山放送の災害情報やとかそういう部分について、やっぱり知りたい、聞きたい、そういう話をよく聞きます。チューナーで対応されている方もおると思うんですけれども、この部分について、防災無線については、やはり全てはカバーし切れない部分があると思うんです。私もよく聞きます。防災無線ががが言うて聞こえないんだと。そのときの電波の状況やら気象条件にもよりますけれども、反射で入りやるところもあるというふうに思います。その都度、担当課は調査をしていただいて、対策を講じて、いわゆる個別チューナーですか、そういうものをされておるようすけれども、こういう部分については、その後、どのような取り組みをされているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

次に、国土交通省の大雨警報の運用方法についてお聞きします。国道42号の一目坂トン

ネルから志原間の大雨警報による問題について。これは迂回路のない樺地域は孤立してしまっています。昨年も、タンクローリーの横転で約18時間、20時間近く交通マヒをいたしました。袋から船でというような話もありました。1つは、国土交通省の職員との話し合いの中でも、なかなかやっぱり柔軟な対応はとれなかったんですけれども、緊急車両だけは行けたんです。事情のある住人に対する柔軟な対応がとれないのかと。言うていることもよくわかります。国土交通省の職員の方々とも話をさせてもらいましたけども。危険箇所をパトロールしないと通れないことは理解するんですけれども、家庭上の事情でどうしても帰らなくてはならないという人がございます。運用について柔軟な対応ができないのか、町民の方から、当局のほうから国交省に一遍聞いてもらえないのかと、こういう話でございまして、こういうことから当局が国交省との話し合いについてどのようになされたのか、お伺いいたしまして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

#### ○副 議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

ただいま楠本議員から、最初に地域交通ネットワークと交通弱者の取り組みについて、白浜町の生活交通の現状につきましてご質問いただきました。まず平成24年3月に報告をいただきました、今ご案内いただきました白浜町生活交通ネットワーク計画の検証についてですが、計画につきましては、白浜町生活交通ネットワーク計画策定委員会において取りまとめていただきました。この策定委員会の任期につきましては、委員会設置要綱により、委嘱の日から計画が公表されるまでとするようになっていましたことから、任期は終了しているというところであります。

議員ご指摘のように、この計画を検証していくために、策定委員会の皆様には仮称ではありますが、白浜町生活交通ネットワーク計画推進委員会としてお集まりをいただき、協議をしていただきたい旨のお願いをしているところでございます。しかしながら、これまで計画推進委員会を開催した実績はございません。しかしながら、町としましても、今ご指摘いただいたように、この生活交通ネットワークの再構築といえますか、今現状では、非常に厳しいものがありますし、バス会社さんからの意向、申し出もございましたので、近々の課題として、今後早急にこの策定計画推進委員会でもご協議いただき、町としましても一緒にこの中で協議をして、そしてまた方向性を出していきたいというふうに考えてございます。

まだまだ今まで取り組みがおくれている部分は否めないわけでございますけれども、ここはしっかりとこの25年度から来年の26年度にかけての、非常に重要な時期に差しかかっていると考えてございますので、早速この協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それからもう1点は、生活交通の確保ができていくのかというふうなご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、この計画の中でも白浜町の生活交通における課題が多々挙げられております。解決に向けた基本的方策と、今後の取り組みを示す必要があると思います。示されてはおりますけれども、これがやはり絵に描いた餅にならないように、町としてはこの計画をもとに、生活交通維持確保に向けて今後取り組みを進めてまいりたいと思います。

やはり特に他市町、特に田辺市さん、あるいは上富田町さん、あるいはすさみ町さんとの

連携も必要かと思っておりますので、そのあたりも視野に入れて、今後、どういうことが一番いいのか。よりベターな方策といたしますか、今後どういうふうな路線でどういうふうな取り組みができるのか、生活弱者、特に買い物弱者ですとかいろいろな医療等の病院にも行けない方々が増えておりますし、なかなかアクセスが悪いということでいろいろなご指摘をいただいております。そういった方々をこれから、具体的に地域ごとに取りまとめをして、そしてまたより具体的な運営ができないものか、バス会社さん、交通事業者さんと、そしてまた地域の皆さんと、そして町と、さまざまな関係の和歌山大学とも連携しながら、今後もこのことをまずもって進めてまいりたいと思っております。

今後の方針につきましては、総務課長から、この後、答弁をさせていただきます。

続きまして、行政課題の1つでございます樫地区、特に今樫地域が孤立してしまう現状を踏まえて、柔軟な対応ができないかという質問でございます。当局の考えとしまして、特に楠本議員がご質問の国道42号線の通行規制時における住民への柔軟な対応についてであります。通行規制に関しましては、道路法の規定に基づき行っております。富田一目坂トンネルから志原間、日置志原間においては、異常気象時通行規制区間で、連続雨量250ミリで通行どめとなっております。原則全ての車両は通行どめとしておりますが、やむを得ない場合に限り、危険を認識した上で、運転手の責任において、緊急車両の通行は可能となっております。通行に関しては、サイレンやパトランプにより緊急車両を明確にしなければならないと聞いております。このようなことから、一般車両の通行は現時点では非常に厳しいものがあってできないとされておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### ○副 議 長

番外 総務課長 大谷君（登壇）

#### ○番 外（総務課長）

地域交通ネットワークと交通弱者の取り組みというところから、私のほうからご説明申し上げます。

まずバス会社からは、平成26年春以降の路線バス再編計画につきましても話がありました。議員もお聞きになっているところかと存じますが、国、県、町からの補助金でも赤字路線対応が非常に困難な状況であり、廃止も含めた路線についてお話を伺ったところでもあります。しかしながら、廃止となれば、その対応には大変、時間的にも準備期間が必要であるというふうなところもお話をさせていただいたところがございます。また、先月和歌山運輸局、運輸支局、県の担当者も来庁されまして、方針等についての意見を述べさせていただく機会がございましたので、その中でこの問題はやはり白浜町だけでなく、周辺市町とも深くかかわりがあることから、関係機関、バス会社、周辺市町村、県、国とも十分協議を進めていく必要があるということを申し上げさせていただいたところがございます。

それから和歌山大学のアンケート調査のところからでございますが、白浜町生活交通ネットワーク計画に記載されておりますアンケート結果、または第4章の今後の取り組みにつきましても、現在地域部会の重点アクション項目について、庄川地区、川添地区において、地域の皆さんとともに取り組みを進めているところでございます。その中で議員ご指摘のように、必要に応じましては、やはり地域公共交通会議の創設を初め、行政、それから交通事業者、地域住民、利用者による協議を深め、取り組んでいく必要があると、近々に進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

続きまして、難視聴対策についてお答をさせていただきます。

地上デジタル放送につきましては、当地域におきましては平成23年7月24日のアナログ放送電波による停波により、完全に移行したところでございます。当町の取り組みといたしましては、平成21年度より、椿、日置川地域において、ケーブルテレビによる地上デジタル放送を開始し、それ以外の地域における難視聴対策についても、平成23年6月にケーブルテレビにより対応をしていきたくところでございます。また、少しおくれて平成23年11月に上露地域においてもケーブルテレビを整備したところでございます。椿地区におけるテレビ和歌山の難視聴につきましては、以前から改善についての要望をいただいております、町としては総務省、近畿総合通信局や放送事業者のご協力をいただきながら、現地調査を実施した上で対策を講じ、改善をしてきたところでございます。

しかしながら、町といたしまして、把握できる範囲のことであることから、今後におきましては、難視聴の地域が判明いたしました都度、対策を講じてまいりたいと思いますので、情報の提供等ご協力もいただけたら幸いですと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○副 議 長

ほかに答弁はありませんか。答弁漏れはありませんか。

それでは楠本君の質問に対する当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可いたします。

2番 楠本君（登壇）

#### ○2 番

再質問をいたします。

今、町長、総務課長からの答弁をいただきました。

交通弱者に対する取り組みでは、私は以前から白浜はまゆう病院と西富田クリニック間のシャトルバスについて、もう少し延長ができないのかと、再三再四言い続けてまいりました。やはり富田川右岸というのか、そこらの方々から、はまゆう病院の今後の経営にもよると思いますけど、民間の病院との話があるということは前から聞いておるんです。しかしながら、進んでいるのか、話をしに行っているのかなど、こういう話も私は疑問に思っているんです。やっぱり、シェアの問題もあります、確かに。しかしながらやはり、ここは話し合いでできんかなという気がします。やっぱりはまゆう病院を利用していただきたいと、こういう路線バスの問題もあって、乗り継ぎやとか乗り継ぎ割引が150円あるのやとか、そんな問題以前に、やはりこの交通弱者に対する取り組みを、やっぱり近々の課題として病院側とも相談してもらうて、民生課長、新しい役場から行っている財団の局長もおられますから、その辺は事務長も変わっておりますけれども、何とか民間との話し合いを進めて、せめて富田事務所、栄まででも延ばしてもらえんかなと、こういう気がします。

言葉は悪いんですけども、買い物難民と言うけれども、やっぱり椿から富田方面に毎日10人程度買い物に来ているんです、富田まで。それ以外にも利用されている人があります。それと、中学生が、冬場の12月から2月までの間バス通学が認められているんです。ここらももし廃止となれば、こういうことに対して、少子化で子どもも減ってきているんですけども、実態を中学校に聞きますと、13人の方々を利用されていると、こういうことであ

りました。先ほど総務課長から、県下的な取り組みという話もありました。しかしながら、白浜町の動きは鈍いと言われる、ここもちょっと肝に銘じて、やはり上富田、田辺、すさみも含めて、県下的な部分でこれは県会でも取り上げてもらいますけれども、そういう部分については、やはり前から言葉は悪いけど、空気を運びやるとか大赤字やとか、もっと補助金もらえんのかと、こういう話を聞きますけど、ここらはきちっとやっぱりほんまに近々にやってください。お願いします。

また1つは、やっぱり椿というたら、これは高速を走ったら、ほんまに扇風機の裏側になるんです。これで路線バスが走らなんだらそれこそ観光にダメージになるんです。大辺路富田坂の問題もありますし、観光面のアクセス、ここらも観光課長、十分考えておいてほしいと思います。やっぱり総務課だけやなしに関係する課、住民福祉の問題から始まって観光、いろいろの面でここは考えてもらいたいと思います。

それできのうの丸本議員の答弁で、もし廃止となれば相当な準備期間が必要となるという答弁がございました。その答弁はどういう意味か、簡単に会社が路線廃止ができんと、運輸省がそんなに簡単にできんとという意味なのか。準備期間が必要やということは、どういう意味なんですか。この点について、準備期間が必要だということは、デマンドバスを走らせるのか、またほかの方策を考えるのに時間がかかるのか、ここらについてちょっときのうの答弁で何を言うているのかなと私は感じたところであります。

そういう意味では、きちっとやっぱり今、町長の答弁にもございましたように、せっかく立派な答申というのかまとめをしてくれた、これをやっぱりこの委員の皆さんが真剣にやってくれたことを生かしてほしいと思いますし、それはもう明光バス、ちょっとごめん、名前を出してもたけど、はっきり関係会社と関係者、観光協会も含めてそうです。取り組みがばらばらなんです。駅から旅館のずっとシャトルバスでしょう、それで路線バスがまた違う。なんでも1つにまとまった対策ができないのかと。そういう部分では、「あがらの交通機関はあがらで」と書いてあるので、これをやっぱりもうちょっと真剣に、まとめてくれた和大的アンケートも含めて、生かしてほしい。そのために、早急な取り組みをお願いしたいと思います。

それから、国交省の大雨警報の関係です。やむを得ない対応としてやっぱり、住民の皆さんがどうしてもおばちゃん1人残している、夕ご飯を食べさせんならんね、こういう話が大部分の間もありました。そういう部分ではホットライン的な連携体制はとれないのか。国交省はなかなかそうはいかんだらうと思いますけれども、ひとつその点についてもお聞きしたいと思います。

それから交通アクセスの件に関しては、やはり先ほど三倉議員も言われておりましたけれども、やっぱり私どもは最終処分場を受け入れたときに、椿日置間の線形改良をずっと言うてきました。それが18年たって、高速の関係もあつたんですけれども、ようやく日の目を見て、今工事をされております。そういう部分では、遅くなつたんですけれども、関係各課に取り組んでくれたこと。しかし、最終処分場の覚書が今になつたと、協定書が今になつたと、こういうことについては、やはり言いいらなあかんねなど。こういうような疑問も持つたところでもあります。しかしながら、日置すさみ間は立派な、ほんまに国道42号になつたんねけれども、椿日置間は、これはもう高速が通れば、それこそ通る人がないさかい要らんねと、こういうことではありません。私どもはやっぱり、観光椿として、きちっとやっぱり

ここは将来に向けて方策を練っていかなあかんのかなと、こういう気がいたします。

以上です。二次質問に対する当局の答弁を求めたいと思います。

**○副 議 長**

楠本君の再質問に対する答弁を求めます。

番外 建設課長

**○番 外（建設課長）**

楠本議員からホットライン的な連携体制がとれないかとの質問をいただきました。通行規制中は規制内容に従わなければなりません。通行につきましては、先ほど町長の答弁でもありましたように、緊急車両という例外的に認められているもののみであります。議員のご質問にあるホットライン的な連携体制を設立し対応をすることにつきましては、今のところちよっと難しいと考えるところであります。

しかし、議員ご質問のように、緊急な事情のある方もいらっしゃいます。白浜町としましても、住民の方々に対しまして通行規制内容の周知や情報提供を行うよう努めてまいりたいと考えております。

また、住民の皆様におかれましても、気象情報などの情報収集に努めていただき、災害に対する備えをお願いするところがございます。ご理解よろしく願いいたします。

**○副 議 長**

番外 総務課長 大谷君

**○番 外（総務課長）**

民生課ともかかわるところでございますけども、シャトルバスの延長という部分につきまして、現在のところ、はまゆう病院側とも協議がなされていないのが現実でございます。しかしながら、先ほど議員からご指摘いただきましたことにつきましては、やはり早急に取り組む必要があるというふうに考えてございます。民生課、総務課、観光課、それぞれ縦割りと言われている部分であろうかと思うわけですが、一度そうしたところも関係課と協議をさせていただきまして、対策を講じていきたいというふうに考えておりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

この相当な時間を要するということについてでございますけども、これはこの9月に会社側から、バス事業者からお話をいただきましたので、なかなかすぐに対策として講じていくことは非常に難しいというお話をさせていただいたところがございます。この協議をしていく上におきましても、先ほど関係機関の協議等も公共交通という部分で、町単独で独自でできないところもございますので、そうした組織づくりという部分も必要であるというところから、時間をいただきたいと、そういったところで回答させていただいたところがございます。

以上です。

**○副 議 長**

当局の答弁が終わりました。

それでは、再々質問があれば許可いたします。

2番 楠本君（登壇）

**○2 番**

今の総務課長の答弁の中で、結局時間の問題やけども、会社側は運輸省の認可なしにでも、

申し出て6か月間たったら路線を廃止できるというような話も聞くんですけども、実際そういうことにならんように、やっぱりきちっと話し合いをして、補助金の問題があれば、これはもう県下的な問題ですから、ここの白浜の民間会社だけの問題ではないと思うんです。そういう部分で、やっぱり先ほどもありましたけど、生活の交通弱者に対する取り組みというのは、いつでもどこでもだれでもがやっぱり交通権というのはあると思うんです。そういう人間の基本的な人権を大切にしていくためには、やはりこれは絶対必要な問題だと思いますから、その点について、会社は運輸省の許可なしにそれを強行できるんですか。それとも、協議期間、今言った協議期間、地域づくりの中で、その会社の方々も入っていただいて協議できるということなのか、その点について再々質問をします。

○副 議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

国交省と先月意見交換をさせていただく中におきましても、やはりそれにかわるものということになれば、補助金という、国、例えば別のことを考えるとすれば、補助金という部分があるというふうに聞いております。そうしたところの時間というんでしょうか、一定の補助金を要望するに当たりまして一定の時間は必要だというふうに聞いてもございます。

しかしながら一方では、それは待たなしであるというふうなこともございますので、今現時点で私がお答えさせていただけるのは、やはりそうしたところも県と、それから事業者、それから国、それぞれの考え方を1つにして、早急に組み組んでいきたいということでお答えをさせていただいたつもりでございます。

○副 議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

これで終わりますけれども、会社側も式年遷宮の問題もあって、運転手がかなり不足しているということも聞いておりますし、そういう部分では会社側としての言い分もあろうかというように思いますけれども、やっぱりきちっと近々の課題として組み組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○副 議 長

以上をもって楠本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時47分 再開 12時58分）

○副 議 長

それでは、再開いたします。

16番 正木司良君の一般質問を許可いたします。

16番 正木司良君（登壇）

○16 番

今この壇上に立ちますと、町長のそばに、いつも小幡副町長が物静かな表情で私の一生懸命の質問を穏やかな表情で聞いていただきました。そのお姿が今もまぶたに残っております。白浜を行政の立場からこよなく愛された副町長、どうかこれからも天国から我が白浜町の発展を見守っていただきたいと思います。心からご冥福をお祈り申し上げます。

冒頭の政治理念に関連をいたしまして、行政のトップである町長、それと教育長にもお伺いしたかったですけども、通告漏れでそれはもう通じないということなので、町長に、今、国民に一抹の不安感を与えている特定秘密保護法に対してのご自身の理念に基づいた感想を、まずお伺いをいたしたい。町長、町長はまだお生まれになっていないときだと思います。戦前の国家治安維持法の内容をご存じですか。法律の建前では、文字どおり我が国の治安を守り、国民生活の安全を守るための法律とされておりました。しかし、本来のねらいは、国民の主権を否定し、思想弾圧の手段として乱用された、国家権力を鼓舞する悪法でありました。例えば戦争反対や平和を訴える願いは封鎖をされ、当時の特高警察によって多くの方々が拘束されました。言論や報道は抑圧され、例えば硫黄島、グアム、サイパン、そして沖縄などで繰り広げられた悲惨な戦いの現状を、今のNHK、当時の国営放送も含めて全てのマスコミは一切の真実を報道することができなかった。そして日本軍の勝利を大本営発表のもとに、戦艦3隻、B29、5隻、5機とか、そういう戦果、偽りの戦果が報道されていた。そして国民が初めて戦争の敗北を身に覚えたのは、B29やロッキードによる本土の壊滅的な、そして執拗な空爆や、広島、長崎の悲惨な惨禍を体験してからでありました。

私は30年にわたりまして新聞記者として、社会正義とそして温かい人間愛の信条の中で、社会に真実を訴えてきた。それだけに、今回の特定秘密保護法が国にとって都合が悪いことを全て秘密として隠し、国民に真実の報道を否定することにならないか、一抹の不安を持っているわけであります。それは、日本ペンクラブも文化人も、いろいろな方、弁護士会、大阪弁護士会、いろいろな国民の大多数が一抹の不安を持っております。当然我が国を侵略から防衛する戦略的な秘密の保護は、既に関連する自衛隊法や公務員法で、秘密漏えいへの対処が明確にされている。日本国を愛する気持ちは、私は人よりも強く持っている。日本のためだったら78歳の命をささげてもいい、それぐらいの覚悟は持っているわけです。しかし、この法案は、そうしたことが機密漏えいの対処が明確になっている法律があるのに、何のための秘密の保護なのか。いずれにしても国民の知る権利と報道の自由を束縛し、戦前のように国民の生活まで抑圧し、束縛する、そんな悪法に発展していかないか、私は今回の強行採決に一抹の不安を覚えるわけですが、町長のまずお考えをお伺いしたいと思います。

ことしもあとわずか。やがて新しい年を迎えます。新しい年は人の心も新しくする。来年こそは人々にとって幸せな希望の年であってほしい、人はそこに一筋の願いを求めて生きていくための勇気を奮い起こすものであります。私にとっても来年は新しい生活環境の中に、それでもこれまでのヒューマニティを心の原点として、人の心を大切に、そして情熱とロマンを忘れないで、残されたわずかな余生を過ごしていきたいと思っております。

我が白浜町の行政のトップである町長は、新しい年に何を求めるか。新しい年にかかる政治理念を改めてお伺いをいたしたい。この時期は、新年度当初予算案の編成のシーズンでもあります。24年度決算では、経常的経費が全体の72%、投資的経費はわずか17%に過ぎない。そんな厳しい限られた財政事情の中で、長期基本構想に位置づけられた豊かなまちづくりへの予算をいかにして構築していくか、井澗カラーを反映していくか、町長の予算編成への構想と意欲を伺いたい。経常的経費をできるだけ抑えて、そして国策や、国や県とのパイプをさらに密接にして、町民の期待と行政需要に応えていかねばならない、それが行政の務めであります。そしてそれが、我が町の福祉や発展に不可欠な課題であるとすれば、町長、現在の公債費比率から考えれば、まだ起債を導入してでも、積極的にまちづくりに取り

組んでいただきたいと思うが、町長の決意を伺います。

お正月を前にいたしまして、温泉街の宿泊施設に予約の申し込みが殺到するシーズンであります。ことしはどうでしょうか。関係者の方に伺いますと、正月5日間はほぼ満員になりました。しかし、宿泊料金は、正月料金として大幅なアップは望めず、ランクとして1泊3万円ぐらいと聞いたんですけども、収益に期待することは難しいと話されておられました。特に民宿関係は厳しい状態にあると伺っております。当局はこの現状を把握し、どう分析されているのか、まずお伺いをいたしたい。

町長は、先の首長選で、公約の重要なポイントの1つに観光経済の振興を挙げられた。白浜は全国のどの観光地にも負けないだけの資質、地域資源を有しており、数多い景勝地、豊富な温泉、そして世界遺産の紀伊半島に位置している条件を最大限に活用して、世界に誇るオンリーワンのリゾート地を形成したいとも述べられました。また、地域活性化協議会、これも設立されて、年内に一応のプランを公表されると町長はおっしゃられましたけども、そうしたグランドデザインの策定に取り組み、さらにその輪を広げたいとも述べられました。また、パンダを活用した全国的なPR活動や白良浜のオフシーズンの活用、東アジアからの観光客の誘致などについても、これまで玉置一議員、正木秀男議員が、観光振興の施策について抱負を述べられました。その後の経過や成果については、まだお聞かせをいただいていない。

それから、ちょっと皆さんに反論で申しわけない。町長は、きのうのカジノ構想に関する玉置議員、そして正木秀男議員の質問に、舞台裏では議会筋では一歩前進したとも受けとれる答弁をされたというニュアンスもありました。カジノ、CASINO、私はこれを辞典で引きますと、公認の賭博場のある娯楽施設と要約をされていました。今は、公認といってもそれはオーストラリアかマカオかアメリカか、そういうところだけで、少なくとも我が日本国では公認はされていません。たとえそれが公認であるとしても、賭博場の設置に私はやはり白浜に賭博場の設置ということには、疑問を抱かざるを得ない。少なくとも自治体の町長が、率先してこの課題に取り組む、そんなことはないと思いますけども、そういうことはあるとすれば、私はやっぱり疑問を覚えざるを得ません。

豊かな資源を生かした、観光客が安心して心を癒やせるような、そんなリゾート地の構築こそ、本来の白浜の目的である。小さな白浜半島に、先ほども議員の控室で白浜の地図を見て、雑談じみたお話をされておりましたが、小さな白浜半島に賭博場が建設されると、それは、町自体のモラル、風土が低下し、住民生活や子どもたちの教育にも影響があるのではないかと私は思うわけです。もちろんお二人の議員の観光振興にかけるお気持ち、それは私も同じであります。少なくともカジノに対して私の見解は。改めて町長のご見解をお伺いしたいと思えます。

住居表示の改革でございます。これは先ほど三倉議員が専門的な分野から詳しく説明をされました。ご質問をされました。総務課長も答弁をされました。

昭和37年に住居表示に関する法律が制定され、住民生活に適合した合理的な住居表示の確立が、そのときから求められたわけであり。周辺自治体では、三倉議員もおっしゃられましたが、田辺市が平成3年度から、当時の田辺市神子浜地域と湊地域が細分化する住居表示の事業に取りかかりました。神子浜地域の場合、1.6平方キロに1300番地までが密集をしておりました。それを面積を当初の35%に当たる0.28平方キロメートルにま

で縮小し、それぞれ新しい公称地を設定いたしました。重複をいたしますが、我が町の場合、公称地名が白浜町だけの地域の面積は、神子浜の5倍に当たるとおっしゃられましたが8.23平方キロメートル、その中に3791番地までが複合しており、白浜町2656番地と言っても白浜半島のどこにあるか、だれもが検討がつかない。ときどき弔電・祝電を打とうとしても、白浜町2656番地と言えば、「白浜町の次の地名をおっしゃってください」そこで「大浦」と言えば「そんな地名は登録されていません」。「羽衣」「東白浜」何を言っても同じことです。そして現状を認識してもらうのに時間がかかった。それは湯崎、瀬戸、御舟、港、御幸通り、綱不知、綱町、江津良、いずれも通称地名であり、住民自身も複雑な番地のみに住居表示に困惑をいたしております。私がこの問題を取り上げたのは、初めて議員に当選をさせていただいた最初の議会、平成7年6月議会であります。18年が経過しても改革をされていない。総務課長から三倉議員の質問に対してご答弁をいただきました。私も聞かせていただきましたが、簡単にもう一度要約だけをお願いいたします。

それから、愛、私のモチーフであります子育て支援施策への取り組みであります。先日行政が取り組むべき少子化対策をテーマに、広域圏議会の主催による講演会が白浜町で開かれ、近い将来の深刻な少子高齢化現象が、統計的に浮き彫りにされました。そして、打開策として、当然のことですが、お母さんたちが安心して子どもを産み、育てられるまちづくりの構築が求められました。もちろん国の支援は必要だが、それぞれの自治体もそれだけに依存せず、お母さんや高齢者にとって魅力のあるまちづくりの必要性が強調されたのであります。

町長も講演会にご出席をされておりました。我が町の少子化対策としてどのようなまちづくり施策が必要か。講演を聞きながらお感じになられたと思いますが、その見解についてお伺いをいたしたい。これまで歴代の町長は子育て支援について積極的に取り組んできました。全国に先駆けて幼稚園児と乳幼児を同じ施設に受け入れる幼保一元化施策や、保育時間の延長、土曜保育の実施、また、子どもの医療費も、国策が4歳までのときには白浜町は独自で入学前まで引き上げている。保育施設の整備と料金の改定、そして小学生の医療費の無料化を断行するなど、働くお母さんたちにとっては本当にありがたい育児行政に力を入れてきた。政府も6日に会期終了しました先の議会で、仕事と育児の両立を支援する施策を閣議決定した。そして待機児童の解消や児童手当の受給世帯を対象に、子ども1人当たり1万円の児童手当の臨時給付を決定いたしました。我が町も独自の支援施策に取り組むべきで、かねてからお母さん方の切実な願いでもある、中学生の医療費の無料化や、町独自の育児手当、さらなる保育料の減額などの支援施策が必要だと思うが、そうした部門も含めて町長の少子化対策、育児支援施策をお伺いいたしまして、当初の私の質問を終わります。よろしくご答弁を。

#### ○副 議 長

正木司良君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

ただいま正木司良議員から多岐にわたりましてご質問をいただきました。

まず大きく分けまして、今回国のほうで制定されました特定秘密保護法についての見解といたしますか私の考えをお聞かせ願いたいということですので、まずそれからお話をさせていただきます。そして、続きまして、私の選挙期間中からの政治公約あるいは政治理念といたしますか、そういったものと、当初予算編成への取り組み、新年にかける政治理念と

ということで、答弁をさせていただきます。最後に、先ほどお話いただきました子育て支援、施策への取り組みについてということで、答弁をさせていただきたいと思います。白浜町の住居表示の整備につきましては、後ほど総務課長から答弁させますので、何とぞよろしくお願いいたします。

まず、特定秘密保護法案の成立が、先般12月6日でしたか、成立いたしました。参議院本会議で6日の夜に再開されまして、自民、公明、両党の賛成多数で可決されたというふうにご認識しております。野党側がさらなる審議を求める中で、与党は採決に踏み切ったというふうなことを報道されておりました。今現在、私の中では、詳しいことは差し控えさせていただきますけれども、やはり十分な審議が行われたのか、チェック機能が十分果たせるのか、知る権利への侵害といった、そういった危惧が残っておるのではないかというふうな懸念はございます。そんな中でやはり、今後この特定秘密保護法案につきましては、やはりもう少し時間をかけて審議をしてもらいたかったなという思いはございます。国の安全や外交に係る機密情報の漏えいを防ぐための法案だというふうにご認識しておりますけれども、やはりこういった防衛とか外交など安全保障に関する、特に秘匿すべき情報を、特定秘密に指定することが、大臣とか各省によってできるということが、非常に公務員にとってどうなのかということ、感じるところでございます。重罰を科すということでございますけれども、そのあたりはもう少し、安倍内閣総理大臣からの説明では、まだ国民の半分ぐらいが納得していないというふうなデータもございますので、そのあたりは少し丁寧にやはり説明していく必要があるかなと思います。法案では、国及び国民の安全に確保に資することを目的としておるというふうになっておりますけれども、やはりプライバシーの侵害につながりかねないというふうな弁護士会の意見もございます。そしてまた、行政機関の恣意による秘密の指定で、不都合な真実やあるいは事実が隠蔽されるのではないかと、こういったものがやはり憲法の基本原理を否定するものであるというふうな反対意見もございますので、やはりこのあたりの意見も十分踏まえながら、私としましても、やはり今後もう少し町としましても勉強して、私自身も個人的にも少し時間をかけて、最終的にこの法案の行方を、施行は来年以降になると思いますので、そのあたりを慎重にこれからも見守り続けていきたいというふうにご考えてございます。

続きまして、正木司良議員からは、私の政治理念と伺いますか、新年にける政治への取り組み、特に当初予算編成への取り組みということでご質問いただきましたので、答弁をさせていただきます。日本経済の現状を見ますと、国の新たな経済対策によりまして、景気は回復基調にあるとは考えておりますけれども、リーマンショック以来、長期にわたり低迷していた株価の上昇や、極端な円高水準からの脱却が進んで、景気回復への本格的な動きが見え始めたところではないかと考えております。しかしながらまだ、大都市では、景気の回復が顕著でありますけれども、地方にはまだ来ていないのではないかとというふうにご考えております。

このような状況下におきまして、町の基幹収入でもあります税金を見ますと、固定資産税においては、地価の下落が引き続き見込まれるものの、法人税など、一部において増収が見込まれることから、平成26年度の税金は微増となるものと推測をしております。また議員からもございましたように、平成24年度決算に基づく町全体の公債費の割合を示す実質公債費比率は8.7%と、健全な数値を示しておりますが、一方で財政構造の柔軟性を示す経

常収支比率は91.5%と、依然として高く、引き続き硬直化が見られることから、財政健全化プランに基づいた効率化への取り組みを行うとともに、新年度の予算編成におきましても、経常経費に対し5%のマイナスシーリングを目標に現在取り組んでいるところでございます。

喫緊の課題でありました、国体関連施設整備に関しましてはおおむね完了し、平成26年度から白浜第一小学校建設事業、日置川消防署高台移転事業に本格的に着手をしております。近い将来発生することが想定されております南海・東南海地震に備えた防災減災対策につきましても、充実を図ってまいりたいと考えております。

特に町が一丸となって取り組まなければならない事業であります和歌山国体であります。これはもう来年5月からリハーサル大会が開催される予定になっております。受け入れ体制の充実、万全を図るとともに、観光地白浜の魅力を十分に生かした心に残る大会とするため、地域とともに積極的に取り組みを進めていけるよう配慮しなければならないと考えております。

財源が限られた中で必要な事業を継続しながら、こうした新たな事業を推進していくためには、施策や事業の優先化を図り、より効果的で効率的な見直しを行うことが必要であります。地域住民の満足度を高めるためにも、個々の事業についてどのような成果が得られたのか、明確にしまして、次の取り組みに生かさなければなりません。

厳しい財政状況の中ではありますが、町の可能性を最大限引き出すためには、新たな取り組みや、積極的な投資も議員ご指摘のように必要と考えているところであります。町と地域住民がともに目指す本町の将来像であります「輝きと安らぎと交流のまち白浜」そして、「世界に誇れる観光リゾート白浜町」の実現に向けて、今後も編成作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして観光経済の振興ということで、ご質問をいただきました。観光実態と観光振興についてのご質問でございます。まず、正月を前にしましての宿泊施設の把握と分析についてのお尋ねであります。ことしのこれまでの観光入込状況を見ましても、一昨年の震災や台風による大災害からの復興、これは回復を徐々にできておると思います。しかし、まだまだ震災前の水準には戻り切っていないのが現状であると把握してございます。

しかし、宿泊につきましては、関係の皆様の懸命な誘客活動により、ほぼ前年並みの実績に到達しつつありまして、1月から11月の旅館組合の累計では、前年対比102.4%ということで、今現状はそうなっております。12月の結果次第では、おそらく前年をクリアできるのではないかとというふうに考えてございます。白浜温泉旅館協同組合に伺いましたところ、年末年始の予約の入込状況は、大変好調でほぼ埋まりつつあるというふうに聞いています。

また、誘客施策の1つとして、クエの養殖技術が進んだことによりまして、安定したクエの供給が可能となり、それを白浜の冬のメイン食材としてJRさんとのタイアップなどにより、旅行商品造成をしていきたいといただいております。そのことが冬場の集客に貢献していると考えています。今後クエの養殖については、課題もございませけれども、関係の大学あるいは各3団体、あるいは魚屋さんとも協議しながら、今後、クエの養殖、そしてまたクエをもっともっと白浜町から発信をしてみたいと思っております。

ただ議員がおっしゃるように、民宿関係では、個々の施設の取り組みにも差がございませ

て、厳しい実態があることは否めないと考えております。特にやはり全体的には宿泊単価が下がっている傾向は続いておりまして、実際はこの数値以上に厳しい経営となっているところもあるというふうにお聞きしております。

この現状から、景気の回復傾向が地方にまでまだまだ浸透していないと感じておる次第であります。

観光客の誘致、あるいはこの活動によりまして、もっとダイナミックにといいますか、大々的に取り組まなければならないと考えております。

続きまして、観光経済の振興についての経過と成果についてのお尋ねをいただきました。これは私が町長就任時から思い入れをもって町民の皆さんにも提唱してきた重要事項であります。昨年の6月議会での一般質問でも述べさせていただきました。私は白浜町は、先ほど議員からも言われたように、どの観光地にも負けない資質や地域資源を有していると考えております。皆さんも同様の感想だと思います。そのことを、もっとよりクローズアップさせるために、各地区の特性や魅力をより引き出せるように、創意工夫をして、幅広い年齢層、老若男女、全ての客層にPRしていければと考えています。

そうした面におきましては、湯崎漁港や番所山整備などは、新しい白浜の魅力アップのための素材として大きな期待を持つところでもあります。もちろん白浜温泉の玄関口であります白浜駅前、そしてまた白浜空港、こういったことのやはり方向性というのも、今、いろいろと活性化につつまして関係の皆様とも協議をしておるところでございます。

また白浜温泉だけでなく、やはり樺地域あるいは日置川地域でも、それぞれ独自の観光施策を展開していかなければなりません。高速道路が南進するにつれ、やはり樺地域、そしてまた日置川地域へのお客様への案内、そしてまた誘導、そういったものをどうやってつくっていくのか、これはやはりいろいろな仕掛けやとかいろいろな取り組みが必要かというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、紀の国わかやま国体も目の前にしまして、高速道路の整備が進んでおります。町内の交通形態も大きく変化すると予想されます。教育旅行や体験観光でも他地域との競争に負けないように、より一層力を入れる必要があります。また、スポーツ合宿の誘致にも、周辺市町との広域連携に取り組んでいるところであり、今後連携して、具体的な取り組みを具現化させる予定です。

パンダのPRにつつましては、昨年夏にパンダの赤ちゃんが誕生したことに伴いまして、経済団体と連携してのキャンペーンを展開してまいりました。現在も各プロモーションにおいて宣伝活動を展開しています。白浜町活性化協議会の委員の皆さんからこういうふうなパンダにつつましての具体的な提言も、PRについての提言もいただいておりますので、来年度以降、これが実現できるように取り組んでまいりたいと思います。

白浜町活性化協議会の取り組みにつつましての現状でございますけれども、昨年協議会を設置し、私から白良浜とその周辺の利活用について、旧白浜空港跡地の利活用について、そして3つ目に参加体験型観光の推進についての、このテーマについて中間まとめをいただき、そして委員の皆様から具体的な最終協議を取りまとめいただいているところでございます。年内をめどに最終答申、提言書を提出いただける予定になっております。今後、この最終的なまとめをもとに、今後のまちのグランドデザインとすべく、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

また、高速道路南進化に伴う活性化につきましては、これは第4のテーマでございますけれども、現在引き続き活性化協議会の中でもご協議をいただきたいとお願いをしているところでございます。

また、新しい取り組みとしましては、来年5月に開催に向けて取り組んでおります南紀白浜トライアスロン大会の誘致がようやく開催のめどが立つところまで整理をすることができました。

全体的にはまだまだ取り組み途上のものや、着手には至っていないものもあります。まだまだこれから力を入れていく必要があると考えております。

続きまして、カジノについてのご質問をいただきました。これは非常に賛否両論あるテーマでございます。むしろ今までもずっと日本各地でも手を挙げる自治体、あるいはいろいろな企業がさまざまな取り組みをしてきたわけでございますけれども、ようやくここに来まして、国の法案といいますかこれが出されて、カジノ議連からの法案が出されて成立するというので、今後どういった形でこれが成案になっていくのか、あるいはどういうふうの流れでいくのか、この方向性を、国の動きを見ながら、これは白浜町としても、やるやらないは別にしまして、是非も含めて、やはり議論は深めていく必要はあろうかなど。勉強会等を実施して研究していく必要があろうかなというふうに、私は考えております。まだやはり議論が深まっていないというのが、これはもう日本全体でも言えると思います。白浜町におきましてもしかりでありまして、なかなかこれは難しい、まだまだハードルが高いというふうにかえざるを得ない部分がございますので、より慎重にこれからまずは議論を始めて、勉強会を開催していけばいいのではないかなと思っております。

いずれにしても、私自身就任当初の理念、世界に誇れる観光リゾート白浜の実現に向けて、こういったことを今までの理念については変更はございませんので、当初いただいた構想、そしてまた皆さんからのご意見、こういったものを精査しながら、変更すべきところは関係者の皆さんとともに取り組んで工夫をしていきたいと思っております。

オンリーワンの観光地を目指す到着点、目標には変更はございません。これからも観光振興により特化した、あるいは強化をした取り組みを行ってまいりたいと考えてございます。

以上、観光の理念、観光振興に対するご質問に対しての答弁とさせていただきます。

最後に、子育て支援、施策への取り組みについてということでご質問をいただきました。

少子高齢化が進行する中、これまで町としましては、白浜町次世代育成支援行動計画に基づき、子育てをサポートしてほしい方にお手伝いできる方を紹介し、一時的にお子さんを預かるファミリーサポートセンター事業への参画、あるいは町立保育園で開催の子育て支援拠点事業や緊急一時保育事業、子育て短期支援事業など、子どもたちの育ちを支援するさまざまな取り組みを行ってまいりました。また、保育料に関しましては、平成20年度から18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の3歳未満児童の保育料の無料化を実施しました。また、国の徴収基準額に対し、階層区分の細分化を図り、料金も平均26%低く設定することにより、保護者の負担軽減を図ってまいりました。

そして今後、国では子どもの教育、保育の質の向上とサービスの量の確保を図るため、新たに子ども・子育て支援法が制定され、平成27年度からは子ども・子育て支援新制度がスタートすることになります。

このため、まず、本年度には、町内の子どもたちの状況や子育て家庭の実態などを把握す

るためのニーズ調査を実施します。それをもとに、平成26年度には白浜町子ども・子育て支援事業計画を策定することとなります。その中には、現状での課題や保護者の方々のご意見も反映して、子どもたちに直接支援できるような、新たな子育て支援の施策を盛り込んでいけるよう取り組んでいきたいと考えております。

それにはまず、現在、各保育園や健康増進係で実施している園開放や、家庭訪問事業、また各種相談事業などを通じて、子育てに関する情報提供を行い、少しでも子育ての不安を軽減し、地域ぐるみで子どもと親の育ちを応援できるようにしてまいりたいと思います。その環境を整えないと、なかなかこれは進んでいかないと考えます。

なお議員から、たびたびご提言をいただいております子ども医療費の対象年齢引き上げや、新たな町単独での育児手当の給付につきましては、現在の財政事情、状況を見極めながら、実施につきましては、多方面から検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、私からの答弁は終わらせていただきます。

### ○副 議 長

番外 総務課長 大谷君

### ○番 外（総務課長）

私からは、住居表示の改革につきまして答弁をさせていただきます。

先ほどの三倉議員の答弁と重複するところはあるかと思いますが、ご了承のほどよろしくお願いたします。

議員ご指摘のとおり、白浜地区につきましては、地番に大字名がないため、生活上また行政の仕事を進める上で不便であることは認識をしているところでございます。また、住居表示につきましては、長期総合計画にも掲載をしており、前向きに取り組む必要があると考えているところでございます。

現在国体に向けた施設の改修、学校施設の耐震化など、実施中や実施予定の事業も数多くあり、その中で事業の緊急性、費用対効果など、十分考慮しながら取り組まなければならないと考えているところでございますが、田辺市の先進地の状況でありますとか取り組み内容を参考にしながら、検討し進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

### ○副 議 長

答弁漏れはございませんか。

当局の答弁が終わりました。再質問がありましたら許可いたします。

16番 正木司良君（登壇）

### ○16 番

30分以上にわたりましてご答弁をいただきました。大変ありがたく受けとめてはおります。しかし、私は1時間でお約束しておりました。もう少し、すみませんが。

財政問題ですけど、教育施設の整備とか耐震、防災、そしてまた東白浜地区から要望されている避難道路の整備も検討課題のままであります。昭和21年12月の南海道大地震による大津波で14人の尊い村人たちの命が奪われた地域の皆さんの防災にかける願いは切実であります。そしてまた、福祉、インフラ整備など、行政が取り組まねばならない課題は、山積しています。町長は、優先順位という表現もされましたが、どの課題を最優先に選択する

か、その判断は、非常に難しい。いずれもその立場から考えれば、重要課題であり、とりわけ人命や福祉施策などには順位をつけることは困難であります。

先ほども申しまして、町長からご答弁をいただいたんですけども、率直に言って我が町の財政状況は、周辺自治体と比較すれば、自主財源や公債費比率などを取り上げても、まだ健全化の段階にあります。経常的経費が9.7%と、これは9.1%だったですか。9.1.5%、マイナスシーリングの中で実質公債費比率は8.7%、これは、田辺の場合は1.2から1.3%、起債宣言都市は1.8%、そういう面から比較しますと、8.7%、非常に健全化です。まだまだ借金ができるというわけです。

町民の皆さんの切実な要望をしっかりと受けとめていただきまして、直面する町長がおっしゃられました多様な取り組みに積極的に対応をしていただき、本当に住みよいまちづくりに総力を発揮していただきたい。お願いします。

観光立町の我が町にとりまして、申すまでもなく観光経済の振興は、行政全般を支える大きな要素になるのは当然であります。商業経済が活性化し、雇用が増大し、町民の生活そのものが豊かになると、それだけに観光行政への取り組みはまさに行政の柱であり、町の将来の明暗にかかる重大性を備えているわけです。

しかしながら、率直に申し上げまして、先ほども申し上げましたが、観光白浜の前途は厳しい。町長のご答弁のように、町が備える多彩な魅力を最大限に活用いたしまして、30年、40年前のあの華やかな活力にあふれた白浜温泉を、ぜひ復元をしていただきたい。観光振興につきましては、先ほども申しましたが、玉置議員そして正木秀男議員も、やはり白浜の将来を心配し、積極的な意見を展開されました。カジノ構想は、それぞれ見解が違いますが、やはり白浜振興へかける思いは同じであります。行政が総力を挙げて経済活性に取り組んでいただきたい。観光立町の町長として、この件だけもう一度簡単に決意表明をお願いしたい。

住居表示ですが、課長のほうからご答弁をいただきました。この課題につきまして、私は平成7年に質問をしまして、5年後の平成13年、12年にもう一度一般質問でこの対応を聞きました。当時町は、行政課題として重く受けとめながらも、計画資料の作成、登記簿の追跡調査、地番や境界の確認など、複雑で多様な事務処理があるので、早急な取り組みについては非常に難しいということで、明確な答弁はいただけなかった。そうしたいろいろな複雑多様化する事務処理は、私も理解をしておりますが、あの日からもう18年間そのままになっているわけです。ということは、行政として、私はあえて怠慢とは言いませんが、やはり問題があるのではないかと。せめて湯崎、瀬戸、綱町、大浦などの通称地名をそのまま活用できる取り組みが考えられないか。当時の真鍋町長ですけども、行政課題としては十分認識をしている。地域を選んでテストケースとして考えていきたい。そのようなご答弁をされました。テストケースということも含めましてお考えをいただきたい。要望でお願いします。

それから子育て支援でございまして、これは先ほど町長もおっしゃられましたように、国全体の重要課題であることは、もう申すまでもありません。各自治体においてもやはり独自の取り組みが必要であります。国ができない課題を、まず自治体、小回りのきく自治体実践する積極的な取り組みが望まれるわけです。小学生の医療費の無料化もそうなんです。小回りのきく白浜町だからできたわけです。すさみ町はもう中学生の無料化にも踏み切っております。小学生の医療費の無料化については、町民のだれ一人異論を唱える人は、私はいな

と思います。5, 100万円の子ども医療費、小学生の医療費に3, 000万円を上乗せして、中学生を対象にしても、対象を広げても、町民の理解は得られるものと私は確信をいたしております。町長は、財政面を多方面から検討したいということでございますが、これこそあと一步前進したご答弁、この答弁より最初の前々回の答弁のほうが、町長は前向きだったです。ちょっと後退されておりますので、もう一度決意表明をお願いいたします。

新宮市では、子どもや子育て支援計画事業を策定いたしまして、そして子育てに励むお母さんや保育園や幼稚園の関係者など20人を委員を委嘱いたしまして、お母さんたちが安心して子どもを産み育てられるまちづくりを目指す。これは行政当局として市民に約束をいたしております。どうか我が白浜町も、民生は周辺自治体に比べて先駆けている、そのような自信を持って、お母さんが本当に白浜に住んでいてよかったと思っただけのまちづくり、町長がニーズ調査、支援措置計画を検討するとおっしゃっておりますけど、もっともっと前向きに、本当に子どものことを考えていただきたい。今でも教育長、あの三段壁から、寒いきょうみたいな日でも、大きなランドセルを背負うて小さい子どもがよちよち第二小学校まで歩いているわけです。およそ100人の高校生は、この寒風の中、田辺まで自転車で一生懸命行く。そうした子どもたちを、やはり行政がしっかりと後ろ盾をすること、お母さんのかわりになって、しっかりと後ろ盾をすること、頑張りよしよ、頑張れよ、それが行政の使命である。町長も教育者としての関連もございまして、本当に温かい気持ちになって、温かい行政の白浜町を、ぜひ構築をしていただきたい。

そうしたことをお願いいたしまして私の一般質問は終わりますけども、町長最後に、今まで私が述べましたことに対する総まとめの、もっと前向きな答弁をお願いいたします。

#### ○副 議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

#### ○番 外 (町 長)

ただいま再質問をいただきました。これから何を優先して、町として取り組んでいくかというふうなことも、非常に大事な視点だと思います。私はやはりこの1年7カ月かけていろいろ取り組んできましたけれども、まだまだ道半ばでありますし、これからどういう方向で白浜町のビジョンといいますかそういったものを描いていくか、ランドデザインを描いていくかということについては、また今後、取り組んでいかないとはいけませんけれども、さまざまな課題が山積している中で、やはり私は大きな観光立町であります白浜町というのは、観光振興をまずは優先していくべきであろうというふうに思っております。

その中で、今後観光振興施策につきましては、いろいろな取り組みをこれから進めてまいりたいと思いますし、先ほどまでに述べたことが、中心になりますけれども、それ以外にも、まだまだこれからできることがあるのではないかなということで、今皆様にもこれから提示をしていきたい。この中には、活性化協議会で審議していただいている内容も含まれます。それからインフラの整備も当然行わなければいけないと考えております。

あと、防災、減災対策は待ったなしであります。これもやはり国土強靱化法案が成立しましたので、これから、やはり町単独ではなかなか厳しい側面が多々ございまして、国や県に対して、これから支援を要請して、そしてまた国からの予算を何とか白浜に引っ張ってこれるように、国会議員さんへの働きかけ、国の国土交通省ほか、関係機関への働きかけを、

私自身がしてまいりたいというふうを考えております。

やはり今の中では、非常に財政的には白浜町の予算繰りは非常に厳しいものがございます。今は当初予算を、鋭意反映をしておりますけれども、なかなか思うようにいかないというところもございます。その中で、先ほどのご指摘いただいた、特に子どもへの支援、子育て支援については、やはりこれも大きな課題の1つであります。ほかにもいろいろな課題もございますけれども、この子育て支援についての施策については、先ほど申し上げたように、医療費の対象年齢の引き上げ、小学生のみならず中学生にとということで、担当課とも一緒に協議をしてまいりました。その中でやはり、できるだけほかの市町は別にしまして、やっぱり白浜町に住んでもらえるための大きなこれは取り組みの1つではないかなというふうを考えております。今でもやはり白浜に住みたいという方が、ほかの市町に比べて、白浜町はそういったことでは、非常に優遇があるとか、いろいろな支援策があるということで、白浜町を選んでもらえるような、夢と希望のあるまちづくりをしていかないといけないというふうには考えてございまして、その中の、これは大きな、私どもとしましては、育児手当の給付、そしてまた医療費の対象年齢の引き上げ、これについてはもう喫緊の課題でありますし、現在の財政状況はございますけれども、私としましてはやはり、皆様のご意見を聞きながら、できるだけ早い段階で実施をしていきたいというふうに思っておりますし、行政のこれは使命だというふうを考えてございます。

今後、やはり教育というのは非常に大きなウエートを占めますので、やはり10年、50年、100年というスパンで考えたときに、やはり少子高齢化に向かっておりますけれども、いかに100年の計といたしますか教育の中で子どもたちを育てていくのか、こういったことを踏まえた上で、この施策にも取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副 議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問があれば許可いたします。

16番 正木司良君（登壇）

○16 番

結構です。

○副 議 長

以上をもちまして、16番 正木司良君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時02分 再開 14時09分）

○副 議 長

再開いたします。

5番 笠原君の一般質問を許可いたします。

笠原君の質問は、一問一答形式です。

まず、笠原君、行政経営についての質問を許可いたします。

5番 笠原君（登壇）

○5 番

議長のお許しをいただきまして一般質問に入らせていただきます。

行政経営についてお伺いいたします。行政経営とは、行政が保有する経営資源を効率的に

効果的に運用して、住民の福祉の増進を持続的に向上させていくことであると思います。それは、社会経済環境の変化に合わせて、行政組織も変化に合わせて対応していくことだと思います。つまり、首長のリーダーシップと、首長だけでなく、全ての職員が経営にかかわり、意識を変え、運営方法を変え、政策を変え、地域社会を元気にするという使命を果たすことが必要であると思います。

それでは、まず1つとして、通告をさせていただいております湯崎地区漁業振興施設等についてでございます。これにつきましては、正木秀男議員そしてまた廣畑議員も質問をなさっております。質問内容等につきましては、今回及び6月24日の全員協議会から、また、12月4日までにおける資料を参考にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長にお伺ひいたします。同僚議員も質問の中に入っていたと思ひますが、指定管理料については、皆さん全員の中の声として、上程前に行った全員協議会で同様な意見が出ておりました。何度も出ていたのにもかかわらず、当初の内容で上程しておき、付帯決議を受けたから減額したとあります。この上程というのは、何だったのだろうかという具合に思ひますが、町長はこのことについてどのように思ひますか。

#### ○副 議 長

笠原君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

湯崎漁港施設の今までの取り組み、経緯につきましては、全協等でも報告させていただいております。ただいま笠原議員から指定管理委託料についてのご質問をいただきました。これは昨日もご質問いただいた議員の方もいらっしゃいましたけれども、やはり私どもとしましては、できるだけ時間をかけて指定管理者である和歌山南漁業協同組合さんと協議を何回にもわたりまして重ねてまいりました。そして、最終的に7月20日のオープンまでに鋭意努力をしまして、さまざまな紆余曲折がございましたけれども、最終的にこの指定管理委託料を双方で取り決めをして、そして最終的に皆様への報告となったわけでございます。これは広報でもお示しをしたとおりでございます。その中で、いろいろな疑問と申しますか町民からのご意見もいただきました。そういう中でやはり、町としましては、できるだけ早くこの管理料については、まとめたかったわけでございますけれども、いろいろなことがございまして、最終的に付帯決議を受けた中で、それを踏まえた上での最終的なまた変更になったわけでございます。これにつきましては、昨日申し上げたように、やはり町として一定の協議を踏まえて担当課ともずっと長い間協議をしてまいりましたので、これについての報告が、少し皆様に丁寧に説明できなかった分については、町としましても反省をし、そして今後の町政のこの課題に反映をしていきたいというふうに考えてございます。

#### ○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

#### ○5 番

私の今の質問に対して、正木秀男議員、そして廣畑議員にも同じような答弁であったと思ひますが、双方の取り決めにより、早くまとめたかったと。その時点においては、上程するのは当然だということでございます。そうならば、一つ一つお伺ひしたいと思ひます。

全体の中で、公衆トイレについて、指定管理者がするのか、そしてまた町がするのかとい

うお話し合いがありました。初めのときの上程の内容では、指定管理者が受けるというようなお話でございました。しかしながら、その後変わったわけでございます。変わったとするならば、この公衆トイレの位置づけは、条例改正すべきではないかという問題があると思うんです。このことについていろいろと調査いたしましたけども、現在では、公衆トイレとなれば生活環境課が清掃するというのが当然かというように、一覧表もいただいておりますけども、その仲間に入っております。施設内の位置づけであれば、これはまた、しらはまゆう公園内のトイレ同様に、管理者がすべきであると思っておりますということも成り立つわけでございますが、町民の目から見まして、公衆トイレはどのトイレも一緒だと私は思うんです。どこにあっても。その管轄の条例を調べさせていただきました。そうしますと、これ条例の中に全て入っているのかなと思ったら入ってない。そして、これは条例に入らなくてもいいんだよというトイレもありますが、そこら辺の見解はどうなんでしょうか。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

公衆トイレの管理に関するご質問ですけども、既存の公衆トイレにつきましては、湯崎漁港整備事業における道路、県道道路整備により撤去された湯崎公衆トイレの代替施設として、漁港事業で設置したものでございます。公衆便所の位置づけではなく、漁港区域に設置された、だれでもトイレを使える、だれでも使える施設と位置づけ、公有財産条例の管理規則、また漁港管理条例の中で管理してまいりたいと考えております。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

白浜町公衆便所条例というのがあるわけですけど、この中には町が管轄して掃除しているところ、そして、また委託してお掃除をしているところがあります。白浜町の生活環境課でされているところは、年額約230万円ほどの人件費がかかっているというように聞いております。この230万円ぐらいの人件費につきましては、1カ所だけじゃないわけです、年間。ここから読みますと、もう20ぐらいあるんでしょうか。これを全部そちらのほうで、生活環境課で一生懸命管轄されていると。そのほかにつきましても、金額的に非常に年間24万円であったり15万円であったりするわけで、非常にコストが安く済んでいる状況であります。

こういういろいろな公衆便所があるわけですけども、今の条例対象外としては、湯崎漁港のところの農林水産課と、それからはまゆう公園のほうが上下水道課という具合になっております。また、今回どうなるかはわかりませんが、白浜駅にも公衆トイレをつくりたいというようなお話もありますが、一遍課長のお話がありましたけども、町長、これ条例を一度見直しというような形には、考えることはできませんか。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

条例の見直しということは今ご提言いただいたんですけども、やはり現在公衆便所条例に指定されていないのが、先ほどから出ておりますこの湯崎漁港のトイレ、そしてしらは

まゆう公園のトイレ、平草原公園、あるいは坂田のトイレなどがございます。そんな中で、これらは漁港施設とかあるいは下水道施設、それから公園施設として管理するトイレということで位置づけをしております。

規定をしてございませんけれども、今ご案内のようにやはり町民やとかあるいは観光客の皆さんは、別にそれがトイレはトイレということで同じ扱いといいますか、そういう分ける必要はないと。分けても町民や観光客の方には関係のない話でございますので、今後、どういうふうに位置づけるかということで、お話しいただいたことはごもつものところもでございますので、これから少し住民としてわかりにくいというご指摘がありますので、確かにこれも事実かと思えます。それぞれのトイレが持つお公の施設ということの条例との関係もでございますので、今後、公衆便所の設置自体を条例規制としてしなければならないという、法的根拠はないんですけれども、そのあたりのことも含めて、関係課とも一度庁内でも協議をしてまいりたいというふうに思います。

#### ○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

#### ○5 番

やはり物事は言ってみるものだと。そしたら聞く耳も持っていただくということがわかりました。

次に、次年度予算編成について、いろいろなところに飛ばしていただくんですけども、精査し、これは漁業のことに関していろいろ話をさせてもらっているわけですけども、編成と取り組みを行っているかということなんです。

今までに、その分については来年度予算に反映するように努力しますというような話を聞いております。そして、現状、もう12月、きょうは12日です。あしたは13日、何の日か知っていますか。わからないと思えますけど、私の誕生日なんです。だから、やはりその時期に来ると、やはり予算編成というのは、12月にある程度形というものが決まって、今年度の場合は、来年2月になりますと非常に早い議会があるということですから、ほぼ決まってなければならない状態にあります。そしたらその協議についてはされているのかどうかということです。

再三指摘されている事項がありますので、他の施設との比較とか、そしてまた編成をしていかなければならないということが、課題としてあがっておると思うんですが、その分についてはどうでしょうか。

#### ○副 議 長

番外 町長 井潤君

#### ○番 外（町 長）

いろいろな各課からのヒアリング、聞き取りをしまして、今現在煮詰まっておるところでございまして、来年度の当初予算に反映するしないというのは、当然、各課との聞き取りの中で今実施をしております。それをまた、反映できないものについては、やはり各課でもう一度ご理解をいただいて、そしてまた今後どうしていくかということもあるかと思えますけれども、まずは当初予算を、今、鋭意取り組んでおりまして、それにもしできないものがあるようであれば、これはまた何らかの考え方で補正を組むなり、来年度の方で考えていきたいというふうに考えています。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

今の答弁をお聞きした上で、やはり前の上程した部分に関してはミスがあったので、今回はきちっと精査して予算を組みたいという具合に聞こえているんですが、それでよろしいんですね。

○副 議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

そのあたりはまだ詳細についてはまだ皆さんにはお示しできていませんので、今、庁内で検討しておりまして、それが反映されているか、されていないかというのは、ちょっと今はここではコメントはいたしかねます。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

予算案のことをございますから、予算委員会もございますので、そのときにまた議論が出るかと思えます。

それでは、その次に、足湯と公園と駐車場の、先ほどからちょっと引きずってくるんですけども、清掃費用についてというところ辺での、施設の位置づけというのは、もう先ほど農林水産課でということになりました。振興施設等ではないんやと。清掃範囲とかいうところ辺、積算根拠とかいうのがすごく上がってきたんですけども、それについても、予算案の中で見直すという話もありますが、足湯なんかにつきましては、ちょっと観光課の資料をもちまして、足湯といいましても、幾つもあるわけをございます。そこの今現在の実態というのは、どのような経費が要っているかというところ辺はおわかりやと思えますので、ちょっとご答弁をお願いします。

○副 議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

足湯の経費についてのお尋ねをございます。町で管理している、当町の中で、観光課で管理させていただいている足湯は、御船足湯、柳橋足湯、つくもと足湯、それから椿はなの湯ということで、いずれもいろいろな費用が要っておりまして、主に温泉料、それから温泉料でも引いてくる源泉が民間会社からの引き込みでありますとかなり高くつくとか、そういうような特徴もございますし、それから、あと清掃委託料でありますとか、駐車場代、それからいろいろな修繕料、また電気料とか水道料とかの光熱水費といった費用がかかってまいります。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

御船足湯のほうは、大体月3万円ぐらいというような形で伺っています。そして、大体御船でも柳橋、つくもとの場合でも月3万円ぐらいという具合に。椿の足湯は、議員もおられ

るわけですが、大体2万5,000円ぐらい月にお支払されているということで、年間しても36万円ぐらいだそうです。

温泉でもやっぱり熱い温泉と冷たい温泉があるそうなので、冷泉の場合は、椿の足湯の場合は冷泉なので、ちょっと要するにたくのに年間約100万円ぐらいの灯油代というんでしょうか、沸かし代というんでしょうか、そういうのがかかっているということなんですが、そしたら、湯崎の農林の関係はどのような感じになっているんでしょうか。

○副 議 長

番外 富田事務所 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

今おっしゃった足湯とか、公園、駐車場整備にかかる費用は、民間に委託しているんですけども、25年度支出予定として約70万円程度です。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

その25年度の70万円の内訳というのは何なのでしょう。

○副 議 長

番外 富田事務所 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

足湯と公園と駐車場清掃にかかる費用でございます。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

内訳になってないんです。一つ一つ答えることは無理なんですか。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

足湯と公園と駐車場の中につきましては、3つ、3項目一括して民間に契約しております。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

そうしますと民間とはどこを指しているんですか。

○副 議 長

答弁を求められております。

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

地元のメンテ会社でございます。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

地元のメンテ会社と言われますけども、先ほど観光課の例を挙げさせていただきました。

そのときには、その地域の方がかかわっているとかということで、非常にコストが安く済んでいるんです。全体からいうと、これは倍みたいな形になるんですが、メンテ会社でやっていると。これは株式会社のメンテということでもよろしいんですか。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

個人の経営会社でございます。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

対比してみると非常に高くついているので、もう一度精査されたほうがいいんじゃないかなという感じは受けますので、個人の方について、実質観光課でお願い、委託しているところとどう違うのかということら辺もちょっと精査していただきたいと思いますので、この件については、答弁はいいですけども、しっかりと確認をしておいていただきたいと思います。

それでは次に移らせてもらいます。駐車場というのがこれ、出てきたわけでございますけども、この駐車場については、暫定的措置として、2時間の無料券を発行しているというような記述がありました。これについても、前々から耳にして全協のほうでも聞いたこともあるわけでございます。そのときの全協での説明を受けて、白浜駅前の駐車場にも、施設負担分について検討すべきじゃないかというようなお声もあったかと思うんですけども、この協議については、どうなさっておりますか。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

今ご質問されたのは、駐車場の利用料を、施設の管理者もある程度負担すべきとか。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

もう一度言いましょうか。時間が無駄になるんですけど、要するに暫定措置で2時間の無料券を発行してましたねと、全員協議会で説明を私たちは受けましたねと。受けただけでも、白浜駅前駐車場の施設の負担も、要するにあれば1日500円だったですか、ありましたけども、そういうのを意見について協議をされましたか、課内で。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

白浜駅の今言ったそういう制度につきましては、課内でまだ会議は持っておりません。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

そこをしないというのは、町に不利益になります。全く駐車場の料金が入らないという具合に思います。

前回の暫定措置であり、付近町内会と協議すると回答していましたが、その協議はできておりますか。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

地域の町内会とかのことでございますが、まだいろいろご意見はいただいているんですけども、正式にそういった協議というのは、場は持っておりません、まだ。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

協議するというように回答があったのに、今までできていないと。それはおかしいと思います。いつやるかということを考えて、皆さんのご意見を聞いて、いつまでにできますかということ、取り扱い決定をしていただきたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

地域の方々のご意見を持つ場をいつまでにするのかというご質問でございますが、いろいろ相手もございますし、ここでいついつまでをもって方向性を定めたいということは、まだちょっときょうはお話はできません。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

そしたら、暫定と言う以上、期限つきであるのは当たり前でございます。オープンから半年近く、暫定期間がずっと1年ぐらい延びるんですか。それは町民の皆さんとしては理解できないことだと思いますけど、町長どうですか。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、担当課、農林水産課でやはり協議のタイミングといいますかこれをやっぱり図っていかねばいけないと思います。今現在も指定管理者のほうと協議は行っておりますし、それについて一定のまとまりというか方向性が出ましたら、当然皆様にも全協等を通じて報告をしてまいりたいと思っております。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

まとまりましたら、まとまりましたらと言うけども、なかなかまとまりというのは、会って話す期間が長ければいいという問題ではないわけでございますので、そこら辺は町民の理解の得られる範囲内で結論を出していただきたいと思っております。

また、海洋体験利用者の方にパスカードというようなものが発行されております。この扱いについていつ決まったのか。私たちは全協では、要するに聞いておりません。その問題と、

利用者数はどれぐらいあったのでしょうか。お答え願います。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

海洋体験コーナーのパスカードの発行時期と利用者数についてはまだ現在把握しておりませんので、状況を聞き次第またご連絡いたします。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

わかっていない中で許可してあって、そしてまた利用者数についてはわからないと。

もう夏も終わりました。きょうは寒いですね。やっぱり早いうちに対応してもらわないと、なかなか収入を得ようかなと思っても、白浜町に収入を得たいならば、それなりのこと、全てあなたに任すよというんじゃないくて、やはりその何分の一かでも白浜町にいただくということの考えをしていただきたいと思います。

そしてそれ、パスカードの時期がわかりません。利用者数がわかりません。無料券の発行というのは、やはり先ほどから私が申し上げているとおり、町に少しでも利用料の負担をしていただくということが必要かと思しますので、ぜひともそれを検討していただいて、近くに町営公衆浴場というのもございます。特に牟婁の湯なんかは駐車場が狭いです。そこへつかりに行こうと思ったら、駐車場をお借りしてゆったりと1時間でも出てくる人もおれば、いろいろあるわけでございますけども、そういう方の分については無料になっているんでしょうか。お願いします。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

牟婁の湯とかそういう近隣の施設につきましては、一時工事中のときには、なかなかとめられませんので、県道を工事したときには、そのときには無料券の申し出がございましたので、町から出しておりますが、今現在はそういうサービス券は発行しておりません。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

やっぱりこういうきょうみたいに寒い日はお風呂に入りたいんです。お風呂に入ったら、駐車場が完備されているところだったら無料なんですけども、完備されていない場合は、どうしても湯崎漁港の駐車場に入れると思います。そうしたときに、お風呂に入って、前は無料券を発行してあったけどもきょうはない。それはちょっとおかしいんじゃないですか。やはり一貫して、無料券を発行するならば発行しますとか言ってもらわないと、あるときは発行しましたけど今は発行してない。それは、つじつまが合わないように思うんですが、どうでしょうか。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

それは繰り返しになりますが、県道改修工事をしているときに、牟婁の湯のお客さんが駐車場にとめられない事態がございましたので、申し出を受けて、我々としてはそういうサービスをさせてもらったわけがございます。今はもう改修工事をやって、牟婁の湯の駐車場もとめられますので、そういうことはしておりません。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

そうしますと、浴場を使用している対象者は、全て駐車を、牟婁の湯の駐車場に置くことができるという具合に言われているんですね。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

違います。それは今まで警察のほうもおっしゃられるみたいに、あそこの県道のところへ違法駐車されている車両が多いので、そこはもうやっぱり駐車禁止という看板も上げております。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

町営公衆浴場です。それと湯崎漁港のも町営です。そこら辺どう考えますか、町長。もしお客様が、置きたいよということであったら、無料券なり1割負担券なりあげることが、入って、白浜町に来て、かたや無料券をいただく。お風呂に入っている人はいただけない。それはちょっと不公平じゃないですか。

○副 議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

牟婁の湯の管理は観光課でございまして、湯崎浜広場の駐車場が、1時間に限っては無料ということにさせていただいています。なっておりますので、それを1時間の期間に、もし牟婁の湯の駐車場が満車の場合は、浜広場のほうの駐車場へご利用くださいというふうな表示をさせていただいて、その旨ご案内をさせていただいているところでございます。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

そうしますと、1時間が無料やから、さして割引券が必要ではないので大丈夫ですよというような答弁だったと思いますけども、やっぱりゆっくり入りたいという人もおられると思いますので、そこら辺は少し配慮がやっぱり要るかと思っておりますけども、その点は考えていただけますか。

○副 議 長

番外 富田事務所長 鈴木君

○番 外（富田事務所長）

その辺はもう十分考えていきたいと考えております。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

そのことは考えたいと。そうするならば、期日をはっきりといつまでに出していただくかということと言わないと、利用者に迷惑がかかりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それから、前回の全員協議会にも多く指摘事項があったと思います。その後協議したと思いますけども、現時点の考えは、具体的にどのようにいつ協議をして改善されるのかということら辺を、町長に聞きたいと思います。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今も、当然指定管理者である和歌山南漁協さんといろいろ話し合いを、協議を進めております。その中でまだクリアできていないといひますか、まとまっていないこともございませうけれども、やはりこれは年内、または年明け後も、やはり協議を進めてまいります。

今現在の予定では、1月中旬ぐらいにオープンから10月末までぐらいまでの収支につきまして、指定管理者に報告を求めておりますので、その辺の報告が提出されるに当たりましたは、それを踏まえて精査をし、改善すべきところは改善をしながら予算措置を講じてまいりたいと考えてございませう。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

今の段階において、いろいろと集約して前向きにとらえていかなければならないという具合に、町長の方向性も、一番初めに上程されたときに比べて、いろいろと頑張っていっていただけるといひます。

その中において、今、全協の資料の中で、施設整備にかかる変更というのもありました。これについての指定管理に関する議案の審議前の全協の内容と違っていたわけだ。それをよく担当課も町長もおわかりだと思ひますけど、これについて、幾度も協議されたら町長は言っておるんですが、それでもその重ねたというのが私たちに伝わってこないというのはどうなんでしょうか。どういう具合に思ひますか。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

交渉している、あるいは協議の内容を全てつぶさに報告ができていないというのは、これはもう現実でございまして、それについてはなかなかそういった機会も少ないわけだ。ございませうので、一定の我々のほうでは、時系列に、そういう過去の交渉経過といひますか協議の内容、内容といひますか箇条書きぐらいには、いつ何月何日にこういう形で協議をしたというふうな報告はできるといひますので、それはまた担当課のほうにもございませうので、それはまた皆様にしつかりとお見せすればご理解いただけると思ひます。

その中でいろいろと課題がございまして、途中でやはり計画が、ある程度途中で方向転換

といえますか、方針が転換されたということもございました。ゴンドラについてもそうです。あるいは中のいろいろな設備にしても、相当いろいろな形で議論する中で変わってきたという部分もございます。今現在も、例えばの話、ダイビングのお客様に対してはやはり一定の負担をいただきたいということで、そのあたりの交渉も現在も続けております。

ですから、相当厳しい、もちろん今の経営等も考えた中でのやり取りをしておりますので、これについては町当局としては、やはり当初の駐車場の収益が当初見込みよりもかなり大幅に減少しているというのも、これは反省点でございまして、ここはしっかりとそれを教訓にしまして、今後、どういうふうに駐車場を運営していくのか、どういうふうにして見通しをしていくのかということで、見通しの甘さも指摘されておるところでございまして、このあたりはしっかりとこれから精査して、何とか来年に向けて頑張っていきたいと思っております。

## ○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

## ○5 番

町長が何遍も、そして議論してきて、施設運営について管理について協議をした結果を、また皆さんに全協でお話いたしますということでしたけども、私も表をつくってみました。それを拾い出しました。拾い出した結果、非常に、担当課と町長のみで協議になっているということが、この表から見てとれるわけでございます。一生懸命頑張っているんですけども、課長会もされていません。それで、何と申しますか、この表から見てまいりますと、24年12月13日から25年6月25日、本会議までに課内会議が4回です。要するに課内会議というのは農林水産課だけの会議だということでございます。指定管理者と町とは34回協議して、町長と課長の協議が7回ということで、あと副町長も入っておられたんですけども、この中の課長会の開催についてはゼロというような、この表になりました。

そしてやはり担当課と町長のみで協議になっているということは、これから皆さんにもお知らせされると思うんですけど、それで頑張つてやりましたというのはちょっと考え違いではないかなと思います。町長は6月に「庁内に設置している政策検討委員会は開催しておらず、現時点で委員会に諮る事項はない」と答弁されておりました。そんなことないですね。一生懸命内容が詰まったことです。本会議で採決したのが6月24日です。付帯決議がついて。それまでにたくさん会議はしています。しかし、会議の内容が自分たちだけで終わっていて、課長会、皆さんここにひな壇に座っておられる方は、ちゃんと聞きましたかというたら、会が入っていないわけです。それはおかしいんじゃないですかということなんです。

今回の事業は、要するに漁業振興だけでなく、地域振興、観光振興であり、課を横断する課題であると思いますが、どうなんでしょうか。このようなときこそ、検討委員会や課長会を開催して意見を聞いて、検討すべではなかったのでしょうか。また指定管理は、ほかにもあるわけでございます。他の指定管理とも大きな、やっぱり指定管理されているところ幾つもあるわけです。「あそこの管理されているところはどここの部門やからいいわな。うちのとこの部門は指定管理受けているけどそうやないわな」というようなささやきが聞こえてきます。やはりこれは大きな波紋が広がると思うんです。大きな影響を与えるものかと思えます。担当課だけでなく、担当課だけの対応ではなく、町としての共通認識を図る必要がある事項ではないでしょうか。ご答弁ください。

○副 議 長

番外 町長 井澗君

○番 外 (町 長)

おっしゃるとおりでございます。やはり、かたや検討委員会や課長会を開催、あえてする必要がなかった部分もございます。それで担当課のほうで、もちろん観光課とリンクしているところもございますので、そこは担当課長が、例えば観光であれば、観光課長と一緒にすり合わせをしたりいろいろ協議をしましてまいりました。ですから関連している担当課については、今までも随分と、私と副町長も入れて協議をしましてまいりました。検討委員会のメンバーとももちろん開催をしております。

そういう開くべきだというふうなご意見は、この湯崎漁港整備の事業だけのみならず、フィッシャーマンズワーフだけじゃなくて、やはり今回のフーズファクトリーの件もございました。いろいろなところで、やはり課長会を何とか皆さんのほうに報告をして、そしてまたその中でいいご意見が出てくることも考えられますので、いろいろな側面からこういったものを開いていくべきだと。担当課だけで決してうまくいくことにはならないというふうには思っております。大きなこれから課題として、町としては共通認識を図ってまいりたいために、そういった回数をふやしていきたい。課長会の開催も含めて考えていきたいと思っております。

○副 議 長

5番 笠原君 (登壇)

○5 番

課長会というのは、本当に大切やと思っております。いろいろな経験をされている課長さんが、一つの自分の課だけじゃなくて、全体に通じることがあると思っております。課内だけでは、やはりその課内だけで終わってしまう。その1つでも何かを見つけようと思うならば、他の課長にもやっぱり分けてあげることも必要です、情報を。そこら辺をやはり町長は「これから頑張ります」と言いますが、果たしてやってくれるのかなという具合に私は疑問に思うわけですが、その町長にやってもらうこと、課長会をやってもらうことが、自分の背中にいっぱい課題の分を一つ一つ分け与えて、皆さんが協力してやっていただけることだと思っております。白浜行政というのは町長と担当課だけで成り立っているものではございませんので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、先ほどから次年度の予算に向けてこれからいろいろ頑張っていきたいと思っております。指定管理については他の施設の整合性、例えばはまゆう病院の温泉料とかあります。湯崎漁港の場合は温泉も来ているけども無料になっていますとかいうのもあります。だから、やっぱりリヴァージュとか、そして海来館、椿はなの湯の指定管理料ということに関しても、非常に必要事項だと思います。納得できるような説明を提示していただかなければ、これから指定管理者との契約があるかと思うんです。3年ごと、1年ごととかいうのもあるわけですが、これについて平等でなければならぬという精神のもとで、契約についても指定管理者に納得のいける説明をしていただきたいと思います。どうでしょうか。そのことについて検討はいかがでしょうか。

○副 議 長

番外 町長 井澗君

○番 外 (町 長)

いろいろな指定管理の部分がございまして、それぞれ内容も違います。しかしながらやはり町としましては、一定の公平性といいますか平等性というものも当然考慮しないといけませんので、その観点を踏まえて、それぞれの指定管理者さんと今後協議を進めてまいりたいと思っております。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

指定管理については、どの課であろうが、一律なものは一律、そうじゃないものはそうじゃないという規定のもとに、皆さんがわかりやすいように、納得できるようなものであってほしいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは続いて、大型共同作業場についてお伺いします。

これは所管が観光課になるかと思えます。平成25年11月14日、そして議会全員協議会において経営方針の変更に伴い、施設改修を行う必要があると説明報告がありました。これについても正木議員、廣畑議員が質問された部分もあるかと思えます。十分な調査と資料に基づいていない補正予算と来年度に約1億円を上程したことについて、いつ決断されたかということをお聞きして、また、この件の上程についてはどういう考えがあったかということ、詳しく、しかしながら時間の都合もございまして、簡潔にお願いしたいと思います。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ことしの6月に会社のほうから、紀美野生産団地からの撤退を決めて、同時に業種につきましても、全国農業協同組合連合会の支援のもとに、食鳥生産から食肉の加工品、食品加工へと切りかえるというふうな報告がございました。その後、9月26日に現地確認を担当課がしまして、地元の平間区と会社、そして町で協議をした後、10月に庁内で協議をして、予算要求をすることを判断させていただきました。その後、会社経営に関しましては、あくまでも民業のことですので、やはり会社様でご判断いただくべき事柄であります。そんな中で、これが基本でございまして、町としましては、今までの就労対策である共同作業場の運営を担っていただいておりますので、会社様からの施設改修、資金繰りの相談があった際には、その経営に支障が生じないように、できる限りの取り組みをしてまいりました。経営に関しましても、私ども担当レベルではなかなかわからない部分は、県の協力もいただきながら、町も一緒になって専門家によって指導を仰いで取り組んでまいりました。そういった経過の中で、会社としましては、食鳥生産部門からの撤退、あるいは、より一層の企業努力、自助努力をされ、精いっぱい取り組みをされてきたと認識しています。

施設改修の判断につきましては、会社さんから食鳥部門から食肉の食品加工へ切りかえるという旨の報告をいただきましたので、それであれば、やはり現場を確認した上で、早急に施設を改修する必要があるというふうに私どもは判断したわけがございまして、経営に関する詳細な部分というのは、知る部分がやはり全てにおいてはできていなかったというのが現状であります。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

町長の答弁の中に、この企業は民間であると言われました。しかしながら、町の施設であります。老朽化している施設でもあるわけです。この部分に関しての、私は改善していくというのは、要するに改善していくということにつきましては、一定の理解が得られると思います。それについても、議員の皆様も、正木議員でしたでしょうか、やはり台風のときに大型の冷蔵庫についてすべきであろうということで、全員の議決をいただいて買うことができたというような事案もございました。

やはり会社運営が立ちいなくなっていて、さあ、手を差し伸べるとというのは、ちょっと遅かったなど。もっと早く、これは町の施設でもあるわけでございます。普通の民間ではないわけです。そこら辺のことを考えるならば、もう少し調査をし、そして老朽化であるということのもとで、衛生面に改善策をとる形で、少し早目に手だてを講じていけば、倒産には至らなかったかもしれません。だからやはり、民間であるからというような観念をお持ちかと思うんですが、確かに運営は民間でございます。しかしながら、施設は町営のものでございますので、そこら辺の認識はどうなんですか。

○副 議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

ご指摘どおり、経営は民間ではございますが、町の施設を利用して経営をさせていただいているということですので、もっとつぶさに細かにこうした現場の点検とか、現場へ行かせていただいて状況を町として判断するという、普段からの姿勢というんですか、もっとすればということで、振り返って考えてございます。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

しらとり鶏肉加工共同作業場の経緯についてということが書かれていました。これについても平成15年10月から、期日もなく、平成24年度に食肉、鶏というんでしょうか、相場が暴落したという具合に書かれておりました。地域の雇用促進を図る事業としての施設にもあるということをまず頭に置いて、その間、町としてはどんな対応をしてきたかという記述がないんです。それについてご答弁をお願いします。

○副 議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

平成15年から24年までの経過が抜け落ちているというご指摘でございまして、共同作業場開始の流れや運営する会社のことについて記載したため、ご指摘の間の記述をしていなかったものでございます。実際には、平成22年8月に、経営に関する金融機関融資についてのご相談や、その年には、鳥インフルエンザ被害が全国的に広がりまして、翌年の1月には紀の川市の養鶏場で鳥インフルエンザが発生したために、その規制範囲に入りました紀美野生産団地からの鳥の出荷制限がかかりましたために、この時期、一時的ではありますが、経営が一層厳しくなったとの報告を受けてございます。また、ご指摘のように、平成23年

9月の台風12号による大雨により施設が浸水したことや、その後、製氷機の必要性というご相談があったことなど、その都度会社様とは協議をさせていただいてきたところでございます。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

同僚議員の質問の中にもやはり各課でいろいろと企業との話し合いもしていたけども、やはり運営上ちょっとかんばしくないというような記述が見られたときには、全部が全協にかけるということじゃなくて、どうしたら運営がうまくいくんだろうなというような手だてについてもご相談があったらよかったんじゃないかなと思いました。それに対して、調査資料を求めるに当たっても、毎年決算書及び運営状況を報告できるような間柄というんでしょうか、民間やさかいそれまで出してもらおうのもどうかなというような部分もあったかと思うんですけど、やはり健全な運営ができるように配慮をすべきではなかったのかというような思いがあるわけですけど、どうでしょうか。

○副 議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

この施設の契約自体が、地元区を通じた契約となっていることもあり、会社の経営については、必要な場合に聞き取りをさせていただくにとどまっていた状況かと思えます。ただご指摘のように決算書というそのものは別として、そうした状況をつぶさに確認するなど、もったきめの細かい調査の必要があったのではないかと思うところであります。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

反省しているようでございますので、今後、もっともっとこれからそこだけじゃなくて、まだ作業場はあるそうでございますので、コミュニケーションをよくとって、配慮できる部分のところをしていただきたいと思います。

そして、やはり破産申請ということで行ってしまった、この今の現実というものがございます。この現実にあたって、町が所有している備品財産台帳も整備されているかと思えますが、合計数はどれぐらいあって、確実に白浜町の備品であるということがわかった詳細のものがあるのか。そしてその備品についての金額はどれだけ残っているのかということ、説明をお願いしたいと思います。

○副 議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

このしらとり鶏肉加工共同作業場の備品等の数値につきましては、かなり多数ございまして、加工生産に至る機器について、これまで補助事業で導入したものから、最新では、おとしの7トン製氷機というものまで、これまで整備をしたものを台帳として収容動産契約台帳として、建物災害共済に加入をさせていただいております。共済の基準額ということで、当初導入した金額に当たるかと思えますが、これにつきましては合計で約2億9,660万

円の金額になってございます。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

やはり町財産でございますので、備品管理台帳とかいうものは、やっぱりきちっとされているなということで、その部分についてはよかったなと思いますし、また、金額的にも2億9,000万円、今現在2億9,000万円するかどうかわかりませんが、やはり備品をどうするかということも、あと町の財産でございますので、考えていただきたいと思えます。

また今後の共同作業場の方針についてはどのように考えておりますか、町長よろしくお願ひします。

○副 議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今後この共同作業場をどのようにするかというご質問でございませけれども、非常に今現在残念ですけれども、当面は施設を休止する措置をとらせていただくこととなります。現時点では、方針はまだ決定できておりません。

今後のことにつきましては、これまで町の就労対策を目的とした施設として、地元区の協力なしではやってこれなかった施設でございませので、ご協力をこれからも得ながら運営していただいている経過もありますので、まずは地元平間区に対して、十分協議、相談した上で、今後の方針を決めてまいりたいと考えています。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

この建物、そして地域、備品等についての有効利用というものを考えていただきたいと思えます。特に解雇された方について、再度雇用確保ということもできるような企業誘致なり、早急に対応していただきたいと思えますが、その方向性ということは、今現時点においては少しはあるのでしょうか。

○副 議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

現在、雇用された方々が解雇ということになってございませ、町として今のところ有効な策はないのですけれども、今後、県当局と十分協議しませ、そうした制度があれば積極的に区を通して紹介させていただくなど、これから取り組んでいければと考えております。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

やはりこの建物をつくった理由としては、やはり雇用というものの促進という事業が入っていたかと思えますので、その点を忘れずに、早めに策を練っていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは続いて、公立保育園のほうに移らせていただきます。

次世代育成支援行動計画というお話が正木司良議員の答弁の中にもあったかと思うんですが、やはりこれは現状と課題という具合に書かれている中においては、女性の就業率の向上や育児休業制度の活用と充実、社会経済状況の変化などから見られる中、保育園などを利用して、就労を継続したり、就労を希望する傾向が強くなっております。社会経済の状況と子育て家庭の入園希望が増加しているわけでございます。さらに就労形態も多様化していることから、土曜日、日曜日、そして休日の勤務や長時間勤務などの人の利用できる保育サービス、あるいは子どもが病気等になったときに緊急時に利用できる保育サービスなど、保育ニーズは多様化しております。働きながら子育てできる環境をつくっていくために、子育て支援サービスほか子育てしやすい就労環境や就労条件の整備が必要とありますということで、計画にうたわれているんです。これは、廣畑議員がちらっと質問もされた部分もあるわけですが、病児保育のほうで。この部分は、町が計画して行動しようかという基本的ラインで、現状と課題になっています。

そういういうことを1つ頭に置いた上で、平成26年度の町立の保育園の申し込み状況ということ、11月末に私は確認させていただきましたので、今と少し人数等が違うかもわかりません。しかしながら、11月末時点のデータに基づいての人数とパーセンテージを言わせてもらいます。

白浜幼稚園につきましては、定員が220人。これは幼稚園になっていますので、保育所と幼稚園が合同になっています。申込数は162名ということで、入所率は73.6%になります。湯崎保育園につきましては定員50名、申込者数が37名で、入所率が74%。そしてしらとり幼稚園につきましては、定員235名、これについても保育園の部分と幼稚園の部分がございまして。申込者数については172名となっております。入所率が73.1%。保育園が次に椿にもあるわけですが。椿保育園につきましては、定員30名、申込数はそのときは3名でした。そうしますと、入所率は10%。日置保育園につきましては定員70名に対して申込数は49名、入所率は70%。合計定員が605名に対して申込者数は423名でございますので、入所率が69.9%になるわけでございます。

申し込み状況ということでございますので、あくまでも4月1日になりますと、これがイコールかということではございません。今の申し込み状況でございます。だから、要するに、どここの保育園は入れんけど、かわりますというのも、4月1日現在ではあり得ることかと思えます。その中で一番低い保育園は、入所率10%の椿保育園でございます。過去のデータから見ても、減少気味であるということは確認しております。その減少気味であるにかかわらず、何らかの措置を講じてはおると思いますが、その方向性なり保育者のニーズは何かということを知りたいと思えます。

## ○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

## ○番 外（民生課長）

椿保育園の運営につきましては、園児数が平成21年度以降で11人、13人、13人、10人、9人と、推移してございます。平成26年度に至っては申込数が椿地区の方が3名で広域で1名、4名となっております。来年26年度の園児数が激減するというので、去年からこれは危惧していたところで、ことしに入って計4回、保護者、園、地区の有識者、

町が入りまして、椿保育園の運営の検討の会議を開催してございます。今後についていろいろ今のところ協議して、まだ最終結論には至っていませんので、これで椿保育園のほうをどうするかということについては、また報告させていただきたいと思います。

いろいろと対策を練ってきたんですけど、なかなか園児がふえる状況にないんですけども、一番大切なのは今現在通われている保護者の意向だと思いますので、保護者の意向を十分反映できるように考えていきたいと考えております。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

現状といいますのは、まだ把握もできていないところではありますが、ホームページに保育園と幼稚園の募集状況というのが載っておるわけでございます。これにプラス、椿が入所率10%ではちょっと困りますからということで、保育園の紹介の文書も添付されておりました。なるほど、椿の保育園は非常に家庭的で温かい自然に恵まれたところやなという紹介になっております。しかしながら、やはり入所人員をアップして、ここの保育園が、要するに閉鎖されたり休園されたりということのないように、やっぱり地域の方もこの保育園を残してほしいという気持ちはあるかと思えます。

そうするならば、どういうふうな手だてがあるかということなんです。ほかの満杯とまではいきませんがある程度入所されている園と同じ行動をしてはいけません。それはわかりますか。ちょっとお聞きしたいと思います。なぜいけないと思いますか。

○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

椿保育園の椿地区につきましては、子どもの人口が今減ってございます。それでいろいろ保護者の皆さんとも話しして、入所申し込みの際にホームページ等、先ほど議員さんが示していただいたこのチラシ等を入れさせていただいて園児を確保しようと考えていたんですけども、今現在通われている保育園の保護者の方もみずからチラシをつくってコンビニ等に張っていただくというようなこともさせていただいたんですけども、なかなかよその地区から椿保育園というのがなかなか今のところない状態でございます。それで、延長保育を考えるとか時間を考えると、いろいろ考えてはみたんですけども、延長保育を7時までするのはなかなか難しい部分がございます。やはり保育士の方の負担、またそこへ1人でもおったら2人つけなあかんので、その部分の人件費の加算そこらを考えてなかなか打つ手がないう状態でございます。

○副 議 長

5 番 笠原君（登壇）

○5 番

保育の種類にはいろいろな通常保育と、それから病児保育です。それから延長保育というような部分もございます。だから特化しないと、魅力ある保育園にしないと、活用は保護者のニーズに合わないわけです。保護者は延長保育があるところへ行きたいな、病児保育あるところへ行きたいな、そしてまた障害児保育があるところへ行きたいなというような要望を満たしてあげる。だからどこでもあれはできるんですよというんじゃなくて、椿保育園のオリ

ジナルの保育内容にすべきじゃないかなと思います。たとえ経費がかかっても、それを温存するならば、要するに運営を続けていくなればそのような方向性に切りかえる。

今、現状としては、0、1、2歳児が非常に多いんです。入りたいと思ってもなかなか自分の希望園には入れない状況でございますので、そこでゼロ歳児保育をやりますと言ったら、やっぱり保護者は自分の子がゼロ歳で、どうしてもお仕事に行きたいと思われる方であれば、遠くても行ってくれるんじゃないでしょうか。やはり保護者のニーズを考えてということをおっしゃいましたけども、まだまだその域に入っていないんじゃないかなと思いますので、そのことをもっともっと打ち出してやるべきじゃないかなと思います。

この保育園については、役場の支所という役割も兼ねております。だからこの支所がなくなったら、やはりその住民は困るんじゃないでしょうか。そこにやはり存続させるべきではないでしょうか。そしてまた、施設の耐震化等も問われているようでございますけども、そこについての判断は、町長なり皆様がされると思いますけども、小学校は立派に建っております。人数は先ほどから聞きますと20人ぐらいかなというようなお話がありました。小学校とやはり保育園と合体するとか、いろいろな角度で幼児園ができるんだから、小学校の中に保育園を設置して、支所も設置したら、運営費の中で、2つの、要するに経費が要るよりは、そこに特化されるというようなお話もございまして、1度検討されてはいかがでしょう。

○副 議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

この件については、ちょっと難しい部分もあると思いますけど、ちょっと検討させていただくということをお願いします。

○副 議 長

5番 笠原君（登壇）

○5 番

ありがとうございます。検討していただける余裕もあるという具合に私は思いますので、よろしくをお願いします。

白浜町における環境、そして少子高齢化、要するに進んでおります。多様化であり、複雑化する町民のニーズです。先ほどの保育園のニーズ。やっぱりそして高度な情報、ネットワーク社会というものが、もう来ているわけでございます。本当に劇的に変化しております。私もスマートフォンをやっていますけども、なかなか追いつかない状況でございます。情報は流れてきます。その情報の中で、いかに自分の欲しい情報をとって生かすかということ、町も考えておられると思いますけども、こうしたことから、白浜町においても真剣に財政改革というのを、今現在取り組んでおるとは思いますけども、単なる「やらのあかんで」という声だけに終わらんと、終わることなく、真に町民のために成果を上げていただかなければなりません。

つまり、行革の結果を出さなければ、評価されない、この時代になっていると思います。行政は、町民の満足度の向上を目指して、日々努力されていると思いますが、多様な町民のニーズに答えていくために、全ての所管、要するにもう縦割りだけではございません。所管の部分を超えて横断的に視野を持つ必要があると私は考えております。

必要な施策推進をするために、安全・安心な基盤づくりを目標、皆さん目標に掲げているわけです。そのために、財政指標を初め、基金や負債についての明確な目標設定をしておると思いますけども、景気悪化のときに困るところがあると思います。そういうときに備えて、安定的で持続可能な財政運営が確立できるように、普段から努力を重ねてほしいと思います。

皆さん、きょうは副町長はおりません。でも、私はその副町長の思いを皆さんに伝えましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、一般質問を終わります。

#### ○副 議 長

これで、5番笠原君の行政経営についての質問を終わります。

以上をもって笠原君の一般質問は終わりました。

これをもって一般質問は終結しました。

本日はこれをもって散会し、明日12月13日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は明日12月13日金曜日午前10時に開会します。開会時間をお間違えのないようお願いします。

本日は大変ご苦労さまでした。

副議長 水上 久美子は、15時30分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 25 年 12 月 12 日

白浜町議会副議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員